

平成26年度版
(平成25年度事業分)

安芸高田市の男女共同参画施策
実施状況報告書

安芸高田市

平成27年 1月20日

目 次

第1部 安芸高田市の男女共同参画の現状

1	安芸高田市の人口	2
2	地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用	2
3	地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用	3
4	一般職員の在職状況	3
5	一般職のうち管理職総数の女性在籍状況	4

第2部 安芸高田市の男女共同参画の実施状況

1	平成25年度の主な啓発事業	5
2	安芸高田市男女共同参画プランの施策の実施状況	
(1)	男女平等の意識づくり	7
(2)	ともに参画する社会づくり	11
(3)	自立した生き方づくり	14
(4)	安心して暮らせるまちづくり	20

H25年度 安芸高田市の男女共同参画の状況

平成25年 4月 1日 現在

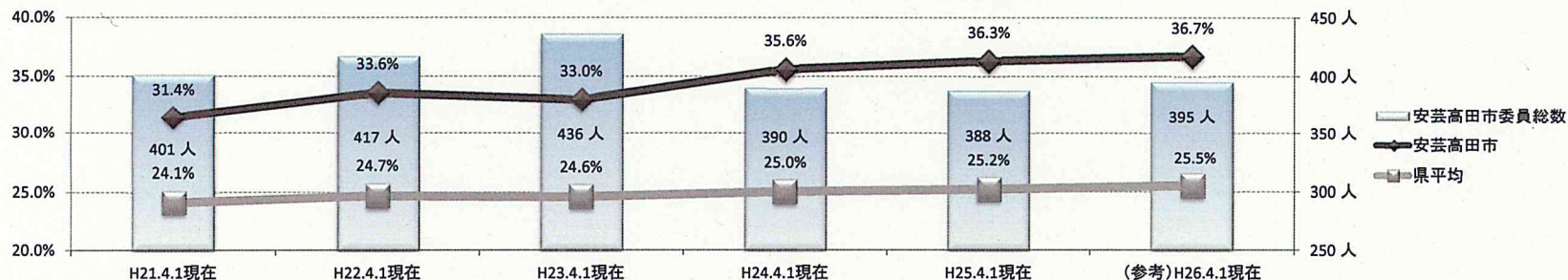
1 安芸高田市の人口(平成25年4月1日現在住民基本台帳登録者)

	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在
女性	16,819人	16,596人	16,387人	16,162人	15,903人	15,678人
男性	15,561人	15,372人	15,178人	14,987人	14,773人	14,585人
総人口	32,380人	31,968人	31,565人	31,149人	30,676人	30,263人
世帯数	13,241世帯	13,222世帯	13,223世帯	13,187世帯	13,166世帯	13,189世帯

2 地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用

審議会等名	設置根拠	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合
		H21.4.1現在			H22.4.1現在			H23.4.1現在			H24.4.1現在			H25.4.1現在			(参考)H26.4.1現在		
市町村防災会議	災害対策基本法第十六条	38	0	0.0%	38	0	0.0%	39	4	10.3%	40	4	10.0%	40	4	10.0%	40	4	10.0%
民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	2	14.3%	14	2	14.3%	27	7	25.9%	14	4	28.6%	14	5	35.7%	14	5	35.7%
国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	9	2	22.2%	9	2	22.2%	9	1	11.1%	9	1	11.1%	9	2	22.2%	9	1	11.1%
介護認定審査会	介護保険法第十四条	20	3	15.0%	27	5	18.5%	27	6	22.2%	20	5	25.0%	20	5	25.0%	20	5	25.0%
環境審議会	環境基本法第四十四条	-	-	-	-	-	-	10	4	40.0%	10	4	40.0%	9	3	33.3%	9	3	33.3%
社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	18	4	22.2%	18	4	22.2%	18	4	22.2%	18	6	33.3%	18	5	27.8%	18	5	27.8%
スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第十八条	-	-	-	-	-	-	10	2	20.0%	9	1	11.1%	8	2	25.0%	10	2	20.0%
図書館協議会	図書館法第十四条	9	5	55.6%	9	6	66.7%	9	6	66.7%	10	6	60.0%	10	6	60.0%	10	6	60.0%
地方文化財保護審議会	文化財保護法第九十条	15	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	1	10.0%	10	1	10.0%	10	1	10.0%
安芸高田市博物館協議会	安芸高田市博物館設置及び管理条例十三条	10	0	0.0%	9	0	0.0%	9	0	0.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%	8	2	25.0%
障害程度区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	11	3	27.3%	11	4	36.4%	11	4	36.4%	9	4	44.4%	9	4	44.4%	9	4	44.4%
四季の里作家選定審議会	芸術公園「四季の里」芸術施設設置及び管理条例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
児童館運営委員会	安芸高田市児童館条例七条	9	5	55.6%	9	5	55.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人権相談員	安芸高田市人権相談員設置条例第一条	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
民生児童委員(生活相談員)	安芸高田市生活指導員設置条例第一条	123	62	50.4%	123	62	50.4%	124	62	50.0%	123	63	51.2%	122	64	52.5%	129	68	52.7%
安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会	安芸高田市情報公開・個人情報保護審査会条例第三条	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	6	2	33.3%	6	3	50.0%
安芸高田市スポーツ推進員	スポーツ振興基本法第三十二条	59	22	37.3%	59	22	37.3%	54	19	35.2%	54	19	35.2%	54	19	35.2%	53	19	35.8%
安芸高田市まちづくり委員会	安芸高田市まちづくり委員会設置条例第一条	30	9	30.0%	30	11	36.7%	29	10	34.5%	30	9	30.0%	30	9	30.0%	30	9	30.0%
安芸高田市国民保護協議会	安芸高田市国民保護協議会	28	7	25.0%	28	7	25.0%	27	5	18.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
安芸高田市男女共同参画推進審議会	安芸高田市男女共同参画推進条例第十八条	-	-	-	15	8	53.3%	15	8	53.3%	13	8	61.5%	13	7	53.8%	12	7	58.3%
人権対策審議会	安芸高田市人権尊重のまちづくり条例八条	12	1	8.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		401人	126	31.4%	417人	140	33.6%	436人	144	33.0%	390人	139	35.6%	388人	141	36.3%	395人	145	36.7%
県内平均				24.1%			24.7%			24.6%			25.0%			25.2%			25.5%

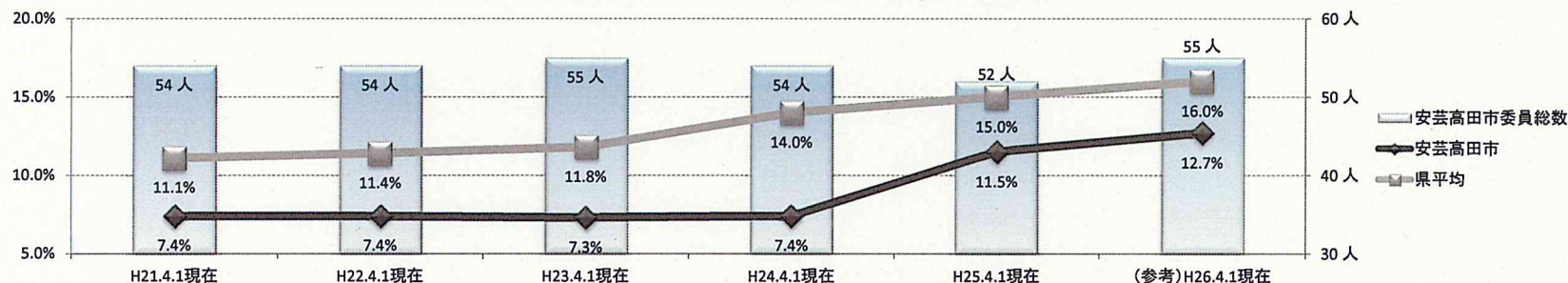
地方自治法(第202条の3)に基づく委員等の女性の登用の推移



3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用

委員会、委員名	委員数(人)			うち女性委員数(人)			うち女性委員割合			委員数(人)			うち女性委員数(人)			うち女性委員割合		
	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在
教育委員会	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6	2	33.3%	6	1	16.7%	6	2	33.3%
選挙管理委員会	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	0	0.0%	4	2	50.0%	4	2	50.0%
公平委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	1	33.3%	3	1	33.3%
監査委員	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
農業委員会	36	2	5.6%	36	2	5.6%	37	2	5.4%	36	2	5.6%	34	2	5.9%	37	2	5.4%
固定資産評価審査委員会	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
合計	54人	4	7.4%	54人	4	7.4%	55人	4	7.3%	54人	4	7.4%	52人	6	11.5%	55人	7	12.7%
県内平均			11.1%			11.4%			11.8%			14.0%			15.0%			16.0%

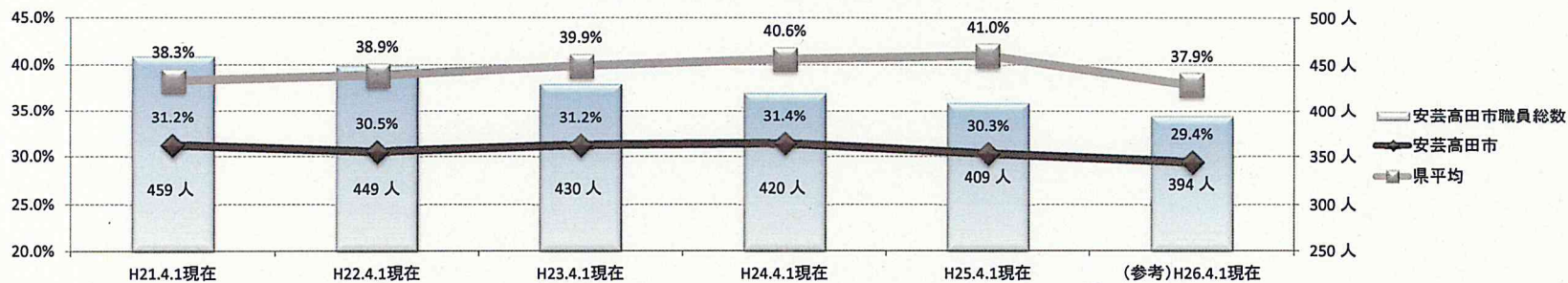
地方自治法(第180条の5)に基づく委員等の女性の登用の推移(%/人)



4 一般職の女性が在籍状況

区分	一般職職員総数			うち女性			一般職職員総数			うち女性			一般職職員総数			うち女性		
	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在	H21.4.1現在	H22.4.1現在	H23.4.1現在	H24.4.1現在	H25.4.1現在	(参考)H26.4.1現在
市町長部局	292	62	21.2%	280	58	20.7%	284	70	24.6%	323	71	22.0%	320	71	22.2%	314	70	22.3%
教育委員会事務局	55	30	54.5%	54	30	55.6%	36	12	33.3%	35	10	28.6%	34	9	26.5%	33	9	27.3%
保育所	49	47	95.9%	47	45	95.7%	49	47	95.9%	49	47	95.9%	42	40	95.2%	36	34	94.4%
その他行政機関	63	4	6.3%	68	4	5.9%	61	5	8.2%	13	4	30.8%	13	4	30.8%	11	3	27.3%
合計	459人	143	31.2%	449人	137	30.5%	430人	134	31.2%	420人	132	31.4%	409人	124	30.3%	394人	116	29.4%
県内平均			38.3%			38.9%			39.9%			40.6%			41.0%			37.9%

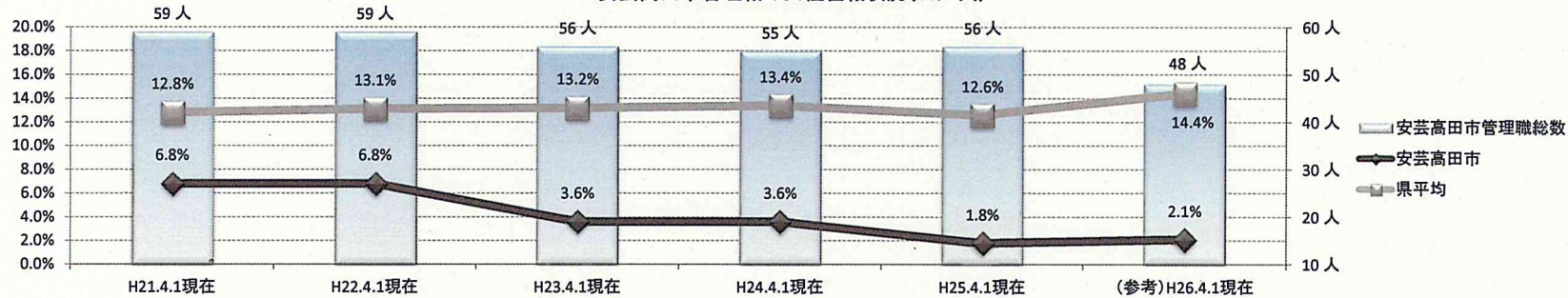
安芸高田市一般職の女性が在籍状況(%/人)



5 一般職のうち管理職総数の女性比率状況

区分	一般職管理職総数	うち女性(人)	女性比率(%)	一般職管理職総数	うち女性(人)	女性比率(%)	一般職管理職総数	うち女性(人)	女性比率(%)	一般職管理職総数	うち女性(人)	女性比率(%)	一般職管理職総数	うち女性(人)	女性比率(%)	一般職管理職総数	うち女性(人)	女性比率(%)
	H21.4.1現在			H22.4.1現在			H23.4.1現在			H24.4.1現在			H25.4.1現在			(参考)H26.4.1現在		
市町長部局	43	3	7.0%	43	3	7.0%	41	1	2.4%	45	1	2.2%	45	1	2.2%	39	1	2.6%
教育委員会事務局	6	1	16.7%	6	1	16.7%	5	1	20.0%	5	1	20.0%	6	0	0.0%	5	0	0.0%
保育所	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%
その他行政機関	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%	4	0	0.0%
合計	59人	4	6.8%	59人	4	6.8%	56人	2	3.6%	55人	2	3.6%	56人	1	1.8%	48人	1	2.1%
県内平均			12.8%			13.1%			13.2%			13.4%			12.6%			14.4%

安芸高田市管理職の女性在职状況(%/人)



平成 25 年度男女共同参画推進事業報告

【男女共同参画講演会】

1. 目 的 豊かで活力ある社会を築くためには、男女が対等なパートナーとして互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざすため。
※本事業は、保健医療課と共同開催し、がん対策・男女共同参画講演会として実施。
2. 日 時 平成 25 年 11 月 9 日(土)
3. 講 師 漫才師 宮川花子 さん
4. 演 題 「自分らしく生き生き輝いて」
5. 参加者 延べ 700 名



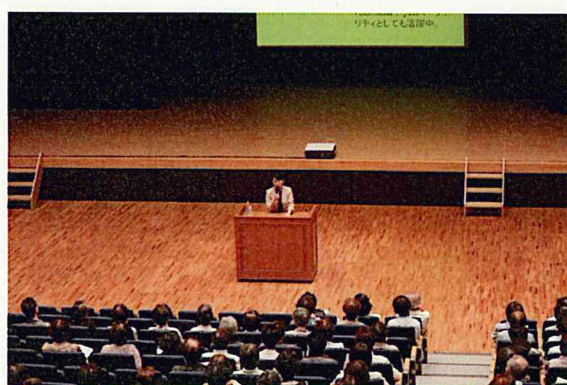
【男女共同参画リレー講座】

1. 目 的 安芸高田市における男女共同参画を推進することを目的として、自己啓発の機会、男女でともに取り組む地域づくりを支援する
2. 学習内容 男女共同参画に向けて基礎的な知識を身につけるため、身近なテーマや事例をもとに学習を深める。
テーマは、女性も男性も互いに理解し合い一人ひとりが輝いて生きていることの大切さを日常の生活と結びつけて考え学習する
3. 講 師 松永悦子さん
4. テーマ 「個性いきいき分かち合いコミュニケーション」

5. 日時等

- 第1回 平成25年7月2日(火)
場 所 八千代町教育文化施設フォルテ
参加者 59名 (うち男性12名)
- 第2回 平成25年8月23日(金)
場 所 安芸高田市民文化センター
参加者 176名 (うち男性24名)
- 第3回 平成24年2月14日(木)
場 所 美土里生涯学習センターまなび
参加者 34名
- 第4回 平成25年12月13日(金)
場 所 向原生涯学習センターみらい
参加者 74名 (うち男性27名)
- 第5回 平成26年3月12日(水)
場 所 甲田文化センターミューズ
参加者 38名 (うち男性6名)
- 第6回 平成26年3月20日(木)
場 所 高宮田園パラッツォ
参加者 51名

計 432名 (男性参加率 19.8%)



安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

1 男女平等の意識づくり

(1)あらゆる世代における男女平等の意識づくり

男女共同参画社会を実現するため、幼児期から高齢期までの全ての世代において、男女平等の意識づくりの啓発を推進するとともに、適正な情報の提供と収集に努め、男女共同参画の実現に向けた施策の充実を図ります。

①広報・啓発の充実

○固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識の浸透をはかるため、家庭・地域・職場における男女平等の意識啓発を促す啓発活動を推進します

○啓発資料の作成や女性問題啓発イベント、講演会、セミナーの実施など啓発事業の充実を図ります

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	男女平等意識づくりの浸透を図るため、啓発講座やリレーイベントの開催、啓発資料の配布を行い啓発に努めてきた。全体の参加者数は432名と増加傾向にある。例年と同様、男性の参加率が低く、女性の参加率が増加している。講座内容は、わかりやすく身近な話題をおりまぜ話していただけたので、充実したものとなっている。引き続き、市民への周知のため広報やホームページを活用して啓発を図る必要がある。

②情報提供・収集の充実

○男女平等意識の啓発や女性問題への認識を深めるため、広報「あきたかた」をはじめ、女性問題啓発冊子の収集・作成・配付などを通じた情報提供の充実を図ります。

○男女共同参画についての地域における実情や国・県、他の自治体の取り組みなどの情報を収集し、住民に提供するとともに、本市における総合的かつ体系的な男女共同参画施策の展開に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
企画振興部	政策企画課		120	広報事業	○広報紙:市民 ○ホームページ:市民、安芸高田市訪問者	○市からの情報を市民に適切な時期に正確に伝える。 ○活発な市民活動を紹介することで、市民の元気を高める。 ○住民参加型の広報活動に取り組むことで、まちづくりを身近に感じさせる。	○広報紙を年13回発行 ○ホームページを運営	広報年間発行部数:174,500部 ホームページアクセス数:670,000件	男女がともに助け合う社会の重要性を伝えるとともに、女性の社会進出への環境整備のひとつとなる子育て支援の制度の紹介を行った。広報紙・ホームページを使い、男女共同参画を社会全体で支える機運を高めた。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	男女共同参画施策の展開のため、他の自治体などの取り組みを収集し、男女共同参画審議会及び啓発講座、リレーイベントを開催してきた。

(2)男女共同参画の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育の推進

男女平等の意識を広めるため、家庭や学校教育、生涯学習などにおける男女平等の視点に立った教育と学習の推進に努めるとともに、家庭・地域が相互に連携しながら日常的な啓発活動を推進します。

①学校教育における男女平等の推進

○基本的人権を尊重し、男女平等観を育む児童生徒一人ひとりを大切に男女平等教育を推進します。

○男女平等観に立った教材、副読本等を用いると共に、性別にとらわれず、個々の能力、適正を重視した進路指導を行います。

○技術家庭科の共修など男女平等に基づいた学校づくりを推進します。

○職場体験や体験活動などを通じて、男女平等への理解を深めるよう、各学校における特色のある体験学習の実施を推進します。

○男女平等教育を推進していくため、教職員の意識や資質の向上に向けた取り組みの充実を図ります。

○PTA活動における男女共同参画を推進するため、男性や働いている女性の参加を促進します。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課		144	家庭教育支援事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し家庭教育に関する学習の機会を提供し、子どもの生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう務める(教育基本法第10条)	1. 教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する 2. 保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する 3. 『親の力』をまなびあう学習プログラム(広島県教育委員会の推進する参加体験型学習)「ファシリテーターの養成及び活用	講座開催回数:20回 参加者数:2,297人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル、PTA・保護者会が主体的に実施する家庭教育支援講座に対して、財政的支援を行っている。これらの講座では、男女共同参画の視点も踏まえ講座を実施していただいた。
教育委員会事務局	学校教育推進室		177	人材育成事業	○幼稚園、小中学校教職員	○教職員の専門性の向上と職能成長を図る。 ○管理職の学校経営力及び校務運営能力を向上させる。	○管理職及び主任等の研修会の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加負担金助成	安芸高田市教育推進各研修会の実施率:100% 学校教育推進アドバイザーを活用した研修会:22回 管理職研修参加者数:38人	○管理職研修を年間を通して実施し、教職員の指導力の向上、職能成長を図った。 ○児童生徒理解、共感的な生徒指導、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の不祥事防止などについて、研修した。
教育委員会事務局	教育総務課		179	小・中学校管理運営事業	○小学校13校・中学校6校	○市内小中学校の学校運営を円滑に進めるとともに、適正な予算執行を促進する。 ○限りある予算の中で、最善の教育効果を実現するため、効率の良い適正な予算執行に努める。 ○事務局の直接管理と共同事務室の実効性の向上のために、予算執行体制の確立を図る ○市内小中学校事務職員が共同で事務執行することで、事務職員の専門性を高める。	○学校運営上必要な経費を各校に予算配当 ○適正な予算執行指導(学校事務共同事務室及び各校事務職員を対象とする) ○学校運営に関する要望調整	児童・生徒数:2,147人 小中学校数:19校	予算説明会財務研修、及び校長研修会、教頭研修会を通じて、適正な予算管理及び予算執行についての研修を行った。

②生涯学習における男女平等の推進

- 男女平等の視点に立った教室・講座等各種事業の計画的な開催や住民が受講しやすい環境づくりに努めるとともに、住民の自主グループ活動を支援します。
- 男女平等意識の高揚を図り、女性を取り巻くさまざまな問題について正しい理解と認識を深め、女性が主体的な生き方を選択できるよう、女性を対象とした学習機会と場の充実を図ります。
- 男性が、固定的な役割分担意識から脱却し、個人として自立して生活していくことができるよう、男性を対象とした男女平等の意識啓発、育児・料理・介護等の自立のための学習機会と場の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課		138	成人教育事業	○安芸高田市の成人	○市民の多様なニーズや社会・時代の変化に対応した学習機会を提供し、教育の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。 ・高齢者大学 ・市民セミナー ・パソコン活用講座	高齢者大学実施回数:51回 市民セミナー講座回数:19回 高齢者大学新規講座参加者数:721人 市民セミナー・その他教室講座延べ参加人数:4,221人	市内各文化センター及び公民館において、高齢者大学及び市民セミナーを実施している。高齢者大学では、年1回各町リレー形式で、男女共同参画に関する講座を実施し、意識改善の啓発を図った。

③家庭等における男女平等の推進

- 家庭における男女平等の意識が推進されるよう、男女平等についての保護者への意識啓発に努めると共に、家庭教育・幼児教育についての講座の開催など学習機会の充実を図ります。
- 幼稚園・保育所における発達段階に応じた男女平等意識の啓発に努めます。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課	再掲	144	家庭教育支援事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し家庭教育に関する学習の機会を提供し、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める(教育基本法第10条)。	1. 教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する 2. 保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する 3. 「親の力」をまなびあう学習プログラム(広島県教育委員会の推進する参加体験型学習)「ファミリーーターの養成及び活用	講座開催回数:20回 参加者数:2,297人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル、PTA・保護者会が主体的に実施する家庭教育支援講座に対して、財政的支援を行っている。これらの講座では、男女共同参画の視点も踏まえ講座を実施していただいた。
福祉保健部	子育て支援課		299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその家族	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ、希望する時期に入所できるよう努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。 ○公立保育所との事務の調整。	乳幼児数:541人 定員数:780人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努める。

(3)男女共同参画を人権問題の一つであると捉えた人権教育・啓発の推進

男女共同参画は、人権問題の一つであるとの基本的認識に基づいて、男女共同参画の視点に基づいた人権に対する正しい理解と認識を深めるよう、関係機関との連携による人権教育・啓発の推進を図るなど、意識改革への取り組みを強化します。

①人権教育・啓発の推進

○「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、住民が主体的に人権問題に取り組める環境づくりを進め、人権教育・啓発の推進を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		221	人権啓発推進事業	○広くすべての市民を対象とする	○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで暮しやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権標語募集・人権パネル展示・映画上映を内容とした人権フェスティバルを開催。 ○人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連続講座の開催。	人権フェスティバル参加者数:260人 人権啓発標語応募数:2,342人 人権啓発連続講座参加者数:473人	「人権尊重のまちづくり指針」に基づき、人権に対する正しい理解と認識を深められるよう、講演会・講座等開催し人権教育・啓発の推進を図った。女性の人権ホットラインや子ども・高齢者・障がい者それぞれの専門人権電話相談所の案内を広報等で周知を図った。

②学習環境の充実

○学校・地域社会などにおける人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座の開催など多様な機会を提供するとともに、啓発資料の収集・作成・配付など、取り組みの充実にも努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	吉田人権会館		216	啓発・広報活動事業(吉田)	○吉田人権会館の管轄する吉田町の市民、ならびに企業、事業所、各種団体を対象とする。	○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識高揚を図り、お互いを認めて誰もが豊かで、暮らしやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発は、基本意識の高揚を呼びかけるものであり、繰り返し必要。断続的に街頭啓発や啓発資料の配付を行う。 ○集中啓発として7月の安芸高田市人権啓発強調月間と12月の人権週間に、参加しやすい啓発行事を実施する。 ○地域や職場で、人権意識高揚の役割を担っていただく人材育成のため、人権講座や研修会を実施する。	人権啓発紙配布数:14,150枚 人権講演会参加者数:960人 人権講座・研修会参加者数:731人	市内全域の市民を対象とする連続講座については、定員を上回る応募があった。吉田地域の人権研修の機会として、生活課題など身近な問題をテーマとした20人~50人規模のセミナーを開催した。セミナーの一つとして、家族の介護をテーマとして取り上げ、妻を介護している夫の介護生活について話をいただいた。男女参加比は男性が37%であった。
市民部	八千代人権福祉センター		217	啓発・広報活動事業(八千代)	○八千代人権福祉センターが管轄する八千代町の住民、並びに企業、事業所、各種団体に所属する市民を対象とする。	○日常生活の中で、人権は身近なものであることの理解と意識高揚を図り、お互いを認めて誰もが豊かで、暮らしやすい社会の実現を目指す。 ○誰もが、活動へ参加することへの呼び掛け等に応じやすいよう多様な啓発方法を実施する。	○断続的な街頭啓発や啓発資料の配布を随時行なう。 ○7月の安芸高田市人権啓発強調月間、12月の人権週間に合わせた参加しやすい啓発イベントを実施する。	人権講演会参加者数:180人	ひきつづき本年度もおとこの料理教室を実施した。当館の実施する男女共同参画事業としてすっかり定着した感がある。参加者が固定しつつあるので新規の方獲得のための周知を積極的に行っていく必要がある。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	たかみや人権会館		218	啓発・広報活動事業(高宮)	○たかみや人権会館の管轄する高宮町の住民、並びに事業所、各種団体を対象とする。	○日常生活の中で人権尊重の考えを多くの人が理解し、誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現を目指す。	○各種人権講演会やパネル展・イベントを開催し、人権意識の高揚を図る。 ○集中啓発を12月の人権週間に実施。[各種団体との連携、人権テント村などを設置や人権文芸賞を開催し、人権意識の高揚を図る。]	人権講演会参加者数:146人 人権講座・研修会参加者数:214人 街頭啓発・啓発誌配布数:2,506人 人権文芸応募作品数:238人	高宮地域の人権に対する学習機会の充実を図るため、講演会・講座等を開催し、継続し更なる充実を図った。アンケートをもとに関心の高い介護特に関わる講座を開催し、79人の参加を得た。女性会、敬老会、民生委員組織への案内や個別訪問の実施、役員への呼び掛けも行った。前年度のアンケート結果に基づき、中学校PTAとの共催で研修会を継続して実施。次世代担う子どもを対象に講演会が出来た。今後も継続したい。
市民部	甲田人権会館		219	啓発・広報活動事業(甲田)	○甲田地域の市民及び企業、事業所、各種団体	○人権課題解決ため、基本的人権尊重と人権意識の向上を図り、一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自らの問題として考え行動する。もって、差別のない、人・輝く安芸高田市の実現を目指す。	○啓発広報紙の全戸配布(会館だより、チラシ)を行う。啓発物の設置及び広報活動・人権パネル展を開催する。 ○啓発推進月間として、7月人権啓発強調月間講演会、12月人権週間記念講演会、3月人権のまちづくり講座を開催して集中啓発を行う。	人権講演会等参加者数:776人 人権啓発紙配布数:28,330枚	①年2回の講演会の司会と受付については、女性会に話しかけている。司会は1回 受付は2回受けてもらった。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	221	人権啓発推進事業	○広くすべての市民を対象とする	○日常生活の中で人権尊重の考え方を多くの人が理解し、誰もが豊かで暮しやすい社会の実現を目指す。	○人権啓発強調月間である7月に人権講演会・人権標語募集・人権パネル展示・映画上映と内容とした人権フェスティバルを開催。 ○人権意識向上のリーダー養成として、人権啓発連続講座の開催。	人権フェスティバル参加者数:260人 人権啓発標語応募数:2,342人 人権啓発連続講座参加者数:473人	女性の相談員を配置し、女性が相談しやすい体制づくりに努めている。

③推進体制の充実

○男女共同参画の視点に立った人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、関係各課の連携を強化するとともに、人権問題に対する適切な対応ができるよう、相談事業や職員研修の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	吉田人権会館		238	総合相談事業(吉田)	○悩みを持つ市民。	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す。	○悩みを持つ市民に、専門の相談員複数により定期総合相談を開催し、専門性を発揮して助言や、悩みを取り除く。	巡回相談受付件数:439件 総合相談会受付件数:36件 相談員研修への参加者数:75人	#REF!
市民部	八千代人権福祉センター		239	総合相談事業(八千代)	○悩みを持つ市民・相談を受ける担当者	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上を行ない、相談内容に対して適正な指導を行なうことで、悩み事の早期解決を目指す。	○来館が難しい市民に対して出向いての対応や、来館相談者に対して職員が対応する。	巡回相談:80件 一般相談:165件	2名の人権擁護委員は女性であるため、人権擁護員と連携を取る事で女性の相談しやすい体制づくりに努めている。
市民部	たかみや人権会館		240	総合相談事業(高宮)	○各種問題の悩みを持つ市民	○悩みを聞いて、その解決方法の助言や悩みを取り除く	○地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。 ○職員・相談員の資質向上のための各種研修[相談員連絡会]	巡回相談世帯数:48戸 一般相談件数:234件 相談員研修回数:14回	相談の中に職場内のセクハラについて相談もあり、相談しやすい配慮(女性職員の配置)や対応も行った。また、電話での相談にも女性としての立場での対応や受け答えもソフトな対応にも心配りが出来ている。
市民部	甲田人権会館		241	総合相談事業(甲田)	○悩みを持つ市民及び担当者。	○開設相談や訪宅相談を行い、悩みごとを聞きながら解決方法の助言や指導を行うことで早期解決を目指す。 ○各種研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。	○生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 ○相談しやすい館運営と職員・相談員の資質向上のため各種研修やケース会議を行う。 ○相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地域巡回相談件数:26件 一般相談件数:1,577件 相談員研修回数:19回	女性の相談員を配置し、女性が相談しやすい体制づくりに努めている。

(4)男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直し、意識の改革

社会制度や地域社会の慣行にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立って、ものごとを正しく判断し、実践していくよう、住民一人ひとりや地域社会における意識改革を促進します。

①広報・啓発活動の充実

○広報・啓発を積極的に展開し、生涯学習や日常的な地域活動を通じた男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しを推進します。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	啓発講座やリレーイベントを開催し、男女共同参画の視点に基づいた社会制度の定着や慣行の見直しについて、特別相談会や啓発活動の広報を行ってきたが、さらに啓発を図る必要がある。

②主体的な取り組みの支援

○男女共同参画の視点に立った社会制度、慣行の見直しに向けて、国・県等への要望していくとともに、身近な地域社会における社会制度、慣行についての点検・見直しについての住民の主体的な取り組みを支援します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		227	人権啓発推進団体活動支援事業	○人権啓発推進団体	○自主活動の活性化を図る	○人権啓発活動団体や女性団体への活動費の一部補助を行う。 ○各団体の活動内容 ①市民を対象とした人権啓発活動。②市民を対象とした学習会、人権講演会の開催。③人権擁護に係る啓発活動(人権の花運動等)。④会員を対象とした研修活動。など	活動支援団体数:3団体	女性連合会等への活動支援を行い、市民の主体的取り組みを支援したが、平成25年度を持って、安芸高田市女性連合会は解散をした。それによって、今後の女性の取り組み支援については課題が残る。

③法律・制度の理解促進

○男女共同参画に基づく法律・制度について、正しい理解が深まるよう、普及啓発に努めるとともに、人権が侵害された場合における行政相談や人権擁護機関等の積極的な活用を促進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	総務課		122	行政相談事業	○市民・行政相談委員	○国の行政機関に関する要望や意見などの相談業務を行う行政相談委員との連携を図る	○相談日の調整と広報、啓発 ○一日総合相談の開設	相談件数:30件	平成23年4月1日から行政相談委員として現在も活躍している
福祉保健部	社会福祉課		265	社会福祉団体援助事務事業	○安芸高田地区保護司会員並びに遺族会・原爆被害者会員	○青少年の非行防止と犯罪防止運動の推進 ○原爆被害者間の医療・福祉の向上を図るための諸活動と、原爆死没者へ対する慰霊そして核廃絶を目指す活動を支援する。 ○戦没者の慰霊と遺族間の相互扶助等、遺族連合会活動を支援することを目的とする。	○安芸高田地区保護司会・原爆被害者連絡対策協議会及び遺族連合会に対して補助金を交付する。	安芸高田地区保護司会会員数:22人 遺族連合会会員数:228人 原爆被害者対策連絡協議会会員数:513人	男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう各補助団体と連携を図った。

2 ともに参画する社会づくり

(1)施策・方針決定の場への女性参画促進

男女双方の視点に立ったもの見方や考え方を政策・方針に反映していくよう、各種委員会や審議会、その他の施策・方針決定の場、行政管理職員、企業などいろいろな組織、機関などあらゆる分野での積極的な女性の参加促進を図ります。

①審議会等への女性の参画促進

○各種審議会、委員会等への女性の登用を積極的に推進し、女性委員の占める割合の向上に努めるとともに、審議会等の性格を考慮しながら女性委員の定数化の導入を検討します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
企画振興部	まちづくり支援課		128	まちづくり委員会開催事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている市民。	○地域振興組織の活動連携や情報交換などを通して活動の充実と継続性を確保するとともに、日々の地域活動を通して得られた地域の意見や要望などを市の施策に反映させるシステムを構築する。	○6つの連合組織から各5名づつ選出された30人の委員による2回の委員会と、12名又は6名の委員による3つの小委員会を開催し、地域の意見や要望等について協議する。	委員会開催回数:2回 小委員会開催回数:14回	昨年度選出した全委員30名の内9名の女性委員に引き続き委員会への出席をお願いした。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	各種審議会、委員会等への女性の登用を積極的に推進するよう努めた。審議会等の女性登用については、各審議会にバラつきがあり課題が残っている。また、審議会等の女性委員の定数化の導入については検討中。

②団体などへの女性登用の働きかけ促進

○OJA、商工会、社会福祉協議会など地域における各種団体・組織及び企業において、積極的に女性を登用するよう働きかけます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	社会福祉課		264	社会福祉協議会事業援助事務事業	○安芸高田市社会福祉協議会と、それを母体としてボランティア活動に参加したい、ボランティアを必要とする市民。	○安芸高田市社会福祉協議会の健全な運営と、事業の円滑遂行を推進するとともに、ボランティアセンター(安芸高田市社会福祉協議会)に配置された、ボランティアコーディネーターを中心として、地域において多彩な地域福祉活動が実施される状態とします。 また大規模災害が発生した場合は、災害応援等市町間の連絡、連携の要として活動する。	○地域福祉の推進として公共性・公益性の高い事務を行う事務職員に対して、人件費相当額の補助を行う。 安芸高田市(福祉保健部)と安芸高田市社会福祉協議会で定期的に協議会を開催し、各種福祉事業について、統一的な行動が行えるよう調整する。ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす、ボランティアの登録、相談、支援コーディネート、ボランティア養成講座の開催、各種ボランティア活動の実施を行う。	ボランティア延べ活動回数:6回 ボランティア延べ活動者数:186人 ボランティアセンター登録者数:431人	男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう連携を図った。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
産業振興部	商工観光課		396	商工業団体支援事業	○安芸高田市商工会(市内の商工業者)	○本市の地域経済団体である商工会が、その機能を活用して、市内商工業者の経営の改善発展を支援するための措置を講ずる。 ○そのことにより、市内商工業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発達に寄与する。	○経営改善普及事業—経営指導員(5名)による経営相談窓口巡回・個別・集団指導の実施(金融・税務・経理一般・経営革新・労務・取引・情報化等) ○地域総合振興事業—組織強化活動・青年部、女性部活動・情報サイト運営事業・産業活動支援センター運営事業等 ○青色申告会・労働保険事務・経理事務等事業主の事務代行等	経営指導件数:3,595件 金融のあっせん件数:44件	商工会事務局内の女性登用について、働きかけを行なった。

③女性の人材登録の促進

○広く女性の能力と経験を活用していくため、個人情報の安全確保を基本として、女性人材登録制度を創設し、有効な活用を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	広く女性の能力と経験を活かしていくための女性人材登録制度を検討中。

(2)家庭・地域・企業等への男女共同参画の促進

男女共同参画社会を形成していくため、家庭での男女平等を確立するよう、男性の生活的自立を図るとともに、男女が共に責任を負う家庭のあり方についての啓発を推進します。

また、地域活動への女性の参画を促進し、バランスの取れた地域社会を形成していくよう、意識啓発や活動支援を図ります。

さらに、男女が経済活動をともに担い女性の経済的自立を促進していくため、働く場において男女平等の機会と条件が確保されるよう、女性の就労を支援する体制づくりを推進します。

①家庭での男女共同参画の推進

○各種講座・研修会等を通じて、男性の家事・育児・介護への参加に向けた意識啓発に努めます。

○男性の家事・育児参加を促進・支援するため、男性の生活的自立や子育てを支援する学習機会を提供するとともに、学習内容の充実を図ります。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	啓発講座やリレーイベントを開催し、学習会を提供し、男性の家事等への参加啓発に努めた。 H24年度 24.3% H25年度14.58% 昨年に比して男性の参加率は9.72%減少した。

②地域活動への女性の参画促進

- 市内における女性団体・グループ・サークル等の育成や活動の支援を行うとともに、団体等の交流を促進し、情報交換等を通じたそれぞれの活動の活発化を促進します。
- 地域女性リーダーの育成を図るため、各種講演会・研修等への派遣を行うとともに、女性を対象とした学習機会を提供します。
- 地域活動における男女共同参画を進めるため、男性の参加を促進するとともに、地域振興組織、女性団体等と連携し、推進体制の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
企画振興部	まちづくり支援課		124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている活動団体や市民。	○地域事情に応じた様々な活動を通して、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動を、安心して継続できるよう支援する。	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施組織数:31組織 地域イベント開催回数:6回 コミュニティ助成件数:3件	地域自治組織に対し、地域活動への女性の参加を促進するよう、啓発した。
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	227	人権啓発推進団体活動支援事業	○人権啓発推進団体	○自主活動の活性化を図る	○人権啓発活動団体や女性団体への活動費の一部補助を行う。 ○各団体の活動内容 ①市民を対象とした人権啓発活動。②市民を対象とした学習会、人権講演会の開催。③人権擁護に係る啓発活動(人権の花運動等)。④会員を対象とした研修活動。など	活動支援団体数:3団体	人権啓発推進団体に対し、地域活動への女性の参画を促進するよう支援を行った。

③職場における男女平等の推進

○多様な働き方への支援

- 農業に携わる女性組織の活動を支援するとともに、就労環境の改善に向けた基盤整備など条件整備を促進します。
- 自営業を営む女性や事業の共同経営者のネットワークづくりを促進し、情報交換などを通じた能力の向上や事業の活性化を促進します。
- 生活体験や地域活動、農業などを通じて生まれた共同事業や起業を支援し、多様な働き場の創出に努めるとともに、情報や交流の場を提供し、ビジネスチャンスの拡大を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	男女機会均等の確保・待遇の改善、女性の職業能力開発と就労支援を関係機関で行われていたが、市独自の啓発はできなかった。
産業振興部	地域営農課		382	担い手育成事業	○認定農業者等担い手農家。 ○農業振興資金利用農家。 ○農業後継者育成支援事業対象者等。	○職業として自立できる農家の育成。 ○農業資金の利子補給助成。 ○農業者・法人の系改善計画の認定。 ○農業後継者育成支援事業対象者の支援。 ○意欲的な農業者の育成。	○研修会や情報提供。 ○農業資金の利子補給助成。 ○新規就農者や農業後継者育成支援事業対象者の支援	認定農業者数:90戸 新規就農者:6人 農業後継者育成支援事業対象者:6人	経営改善計画作成支援や農産情報の提供により、女性のビジネスチャンスの拡大などに努めた。また、産直塾、実践塾を開催し、新たな担い手の掘り起こしを行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
産業振興部	商工観光課	再掲	396	商工業団体支援事業	○安芸高田市商工会(市内の商工業者)	○本市の地域経済団体である商工会が、その機能を活用して、市内商工業者の経営の改善発展を支援するための措置を講ずる。 ○そのことにより、市内商工業者の経営基盤の充実を図り、もって本市経済の健全な発達に寄与する。	○経営改善普及事業—経営指導員(5名)による経営相談窓口巡回・個別・集団指導の実施(金融・税務・経理一般・経営革新・労務・取引・情報化等) ○地域総合振興事業—組織拡充強化活動・青年部、女性部活動・情報サイト運営事業・産業活動支援センター運営事業等 ○青色申告会・労働保険事務・経理事務等事業主の事務代行等	経営指導件数:3,595件 金融のあっせん件数:44件	働く場の創出など、商工会の会員の中で働きかけをお願いした。

(3)行政の男女共同参画推進の取り組み

本市における男女共同参画を促進していくため、行政内部の取組を強化し、女性職員のあらゆる分野への参画や積極的かつ適正な登用など、住民にわかりやすいかたちで全庁的な男女共同参画を推進します。

①女性職員の職域拡大

○固定的な概念を廃し、あらゆる分野への女性の参画を基本とし、女性職員の職域の拡大を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	総務課		439	職員人事管理事業	○安芸高田市職員	○職員の勤務労働条件の整備をはじめ、4月の定例異動、新規職員採用、また職員不足の部署には人材派遣を求め、職員個々の能力が十分に発揮され、その結果住民福祉が向上するよう、側面から職員の士気の高揚やモラルの向上、労働条件の整備を図る。	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度にける重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率:26.40% 全職員に対する非正規職員の割合:33.10%	・職員全体における女性職員の割合 H25.4.1 30.3% ・一般事務職に占める女性職員の割合 H25.4.1 25.2% ・職員採用における女性職員の割合 H25.4.1 18.2%(33.3%) ※()は消防吏員を除いた数値

②女性職員の管理、監督者への登用促進

○男女の別なく、能力と適正に応じて民主的かつ公平な職員配置に努めるとともに、能力に応じた女性職員の管理、監督者への登用を進めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	総務課	再掲	439	職員人事管理事業	○安芸高田市職員	○職員の勤務労働条件の整備をはじめ、4月の定例異動、新規職員採用、また職員不足の部署には人材派遣を求め、職員個々の能力が十分に発揮され、その結果住民福祉が向上するよう、側面から職員の士気の高揚やモラルの向上、労働条件の整備を図る。	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度にける重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率:26.40% 全職員に対する非正規職員の割合:33.10%	・管理職(課長職)及び監督職(課長補佐・係長)への登用実績 H25.4.1 17人(女性職員数割合13.7%) 6人(一般事務職数割合4.8%)

③女性職員の方針決定の場への参画促進

○計画や施策の決定などに女性職員の意見が反映されるよう、方針決定の場への女性職員の参画に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	総務課	再掲	439	職員人事管理事業	○安芸高田市職員	○職員の勤務労働条件の整備をはじめ、4月の定例異動、新規職員採用、また職員不足の部署には人材派遣を求め、職員個々の能力が十分に発揮され、その結果住民福祉が向上するよう、側面から職員の士気の高揚やモラルの向上、労働条件の整備を図る。	○定期人事異動の実施や、業務の繁閑に応じた臨時職員の雇用や人材派遣の受け入れ、また、職員の公務上の災害に対する補償事務を行うことなどにより、組織の活性化や当該年度にける重点事業に対応した適材適所の人事配置を可能とし、市全体の業務が円滑に行われるよう人事管理を行う。	全職員に対する異動率:26.40% 全職員に対する非正規職員の割合:33.10%	市の重要施策や重要事項に関わる情報を共有することを目的として、監督者や幹部会議(各計画や政策決定の場)に参加させた。

3 自立した生き方づくり

(1)自立の意識の確立をめざして

男女が、お互いに一人の人間として、自らの意思で、人生や生き方を選択し、決定することが尊重され、また、個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を図ります。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

①男女の意識改革の推進

○男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、男女共同参画についての意識啓発の充実を図ります。

○女性や男性が家事・育児・介護において、均衡の取れた分担のもとで、それぞれが人生を豊かに生きることができるよう、男女平等の視点に立った意識改革を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	男女平等を原則に、互いの性を尊重しつつ、一人の人間として自立して生活していくことができるよう、講演会やリレー講座を通して男女共同参画についての意識啓発、意識改革に努めた。

②女性の自立意識の向上

○女性が一人の人間として、自立していきことができるよう、女性を取り巻く問題や主体的な生き方についての情報、学習の機会を提供し、女性自身の自立意識の高揚を図るとともに、女性の自立に向けた主体的な取組を支援します。

○妊娠や出産について女性が自己決定できる権利について、女性が基本的人権として認識するよう、情報提供や広報活動の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	啓発講座や人権講座などで、女性の自立意識の向上のための情報提供に努めた。

(2)子育てをしやすい環境の整備

男女ともに、それぞれの生活が自立でき、子育てをしやすい社会にしていけるため、多様なニーズに応えた保育内容の充実を進めるとともに、子育てに関する情報や学習機会の提供、保護者の交流などを促進し、地域全体での子育て支援の充実を図ります。

①保育の充実

○多様な保育需要に対応し、低年齢時保育、乳児保育、延長保育等保育サービスの充実を図ります。

○保育所の老朽化に対応し、施設・設備の改修等安全で快適な保育環境の確保に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその家族	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ、希望する時期に入所できるよう努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。 ○公立保育所との事務の調整。	乳幼児数:541人 定員数:780人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
福祉保健部	子育て支援課		300	私立保育園支援事業	○私立保育園に通う乳幼児とその保護者	○保護者の就労等の支援を行うため、希望する保育所へ希望する時期に入所できるように努める。 ○私立保育園に通う乳幼児にも適正な保育サービスを提供する。	○措置委託料、補助金(延長保育・職員研修費等)の支払い。 ○支弁台帳の作成と国県への補助金申請。	乳幼児数:259人 定員数:240人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課		301	保育所施設整備事業	○安芸高田市3歳未満児・3歳以上児(日中養育を受けることができない乳幼児及びその保護者)	○安芸高田市の保育所の待機児童の解消 ○市内保育所の適性配置、統廃合 ○既存施設の維持管理	○民設向原こぼと園への移行準備・新設補助 ○統合・指定管理に向けた整備 ○老朽施設の修繕等	指定管理・運営事務:1件	修繕等を行い、環境整備に努めた。

②子育て支援体制の充実

- 総合文化保健福祉施設の整備に伴い、子育て支援センターを設置し、保育所等の連携を図りながら、保育に関する専門的な知識の提供や育児相談の実施など、施設整備を活かした支援体制の充実を図ります。
- 子育てサークルの育成や活動支援を推進するとともに、保護者同士の交流の機会と場の提供を図ります。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。
- 男性のための育児教室や子育て講座の開催、講演会など、生涯学習における子育て支援のための事業の充実を図るとともに、男女の幅広い参加を促進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課	再掲	144	家庭教育支援事業	○市内在住の子どもを持つ保護者	○家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対し家庭教育に関する学習の機会を提供し、子どもの生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努める(教育基本法第10条)。	1. 教育委員会又は所管の教育機関により家庭教育に関する研修・講座を実施する 2. 保育所やPTA、保護者会等の実施する家庭教育に関する研修講座を支援する 3. 「親の力」をまなびあう学習プログラム(広島県教育委員会の推進する参加体験型学習)「ファシリテーターの養成及び活用	講座開催回数:20回 参加者数:2,297人	幼稚園・保育所・小学校・中学校・子育てサークル、PTA・保護者会が主体的に実施する家庭教育支援講座に対して、財政的支援を行っている。これらの講座では、男女共同参画の視点も踏まえ講座を実施していただいた。
福祉保健部	子育て支援課		306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯。 ○小学校3年生までの子どもとその保護者(障害のある子どもの場合は中学3年生まで)	○子育て中の保護者の負担軽減。 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成。 ○子どもを預ける保護者(依頼会員)と預る市民(提供会員)の育児支援ネットワークの形成。	子どもを預って欲しい依頼会員と子どもを預るボランティアを希望する提供会員を登録。 依頼会員の希望に応じ、保育所・児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預りは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をして、子育ての知恵を伝えたり、子どもの成長をとともに見守る体制を作る。 また、共働きの増加に合わせた病後児の預かり実施、緊急時の宿泊を伴う預りを実施する。	提供会員登録数:85人 依頼会員登録数:110人 利用回数:575回 利用時間数:632.5時間	育児支援に必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。
福祉保健部	子育て支援課		308	子育て支援等相談事業	○諸問題を抱える児童及び、子育てに支援を要する世帯・保護者等。	○教育機関、児童相談所、民生・児童委員など関係機関と連携した相談・支援体制の充実。 関係機関の連携による児童・家庭・保護者を取り巻く諸課題への適切な対応により、児童の生活の安定及び健全な育成を図る。	○児童家庭相談事業 ○子育て支援相談事業 ※相談対応・家庭訪問・他機関との調整協議を行う。	相談件数:415件 相談回数:150回	家庭における適正な児童養育など家庭での児童福祉の向上を図るため、他機関・関係課との連携をとり、相談対応や助言指導を行った。

③児童の育成環境の整備

- 児童が放課後、安全に過ごすことができるよう、児童館や児童クラブの運営の充実を図ります。
- 身近な地域社会の中で、幼児や児童が安全で快適に活動することのできる子育てにやさしいまちづくりを推進します。
- 地域のコミュニティを活用し、ファミリーサポート事業の実施を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課		305	児童館・児童クラブ事業	○児童(小学生) ○保護者が就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)	○健全な遊びを与えて、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、健全育成を図る。 ○生活指導を行い、健全育成を図る。	○健全な遊びの指導、クラブ活動及びレクリエーションに関する指導。 ○健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動。 ○児童館3館、児童クラブ11クラブ運営。	児童館入館者数:163人 児童クラブ入会者数:439人 負担金徴収・受付事務:602人	放課後、児童を預かることで保護者の就労支援をし、男女共同参画に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課	再掲	306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯。 ○小学校3年生までの子どもとその保護者(障害のある子どもの場合は中学3年生まで)	○子育て中の保護者の負担軽減。 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成。 ○子どもを預ける保護者(依頼会員)と預る市民(提供会員)の育児支援ネットワークの形成。	子どもを預って欲しい依頼会員と子どもを預るボランティアを希望する提供会員を登録。 依頼会員の希望に応じ、保育所・児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預りは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をして、子育ての知恵を伝えたり、子どもの成長をともに見守る体制を作る。 また、共働きの増加に合わせた病後児の預かり実施、緊急時の宿泊を伴う預りを実施する。	提供会員登録数:85人 依頼会員登録数:110人 利用回数:575回 利用時間数:632.5時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。

(3)農山村における男女平等参画の推進

農山村の女性の地位向上を図るため、啓発活動を行うとともに、女性の経営上の位置づけを明確化し、農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画、農業経営者の育成などの環境整備を進めます。

①女性が活動しやすい環境づくりの推進

○家庭や地域社会における男女の固定的な役割分担意識の解消を促進し、地域において女性の社会参画を推進していくため、福祉サービスを始め、家事・育児・介護における女性の負担を軽減していくための施策の充実を図ります。

○地域の各種団体の政策・方針決定過程において、女性参画機会の拡大に理解を求め、男女共同参画の地域づくりを推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		284	家族介護支援事業	○在宅で高齢者を介護している家族等。	○在宅で高齢者の介護をしている家族が安心して介護できる環境を作り、高齢者の在宅福祉の向上を図ること。	○家族介護教室を開催し介護の知識や技術の習得をする。 ○介護用品の支給券の交付。 ○家族介護者リフレッシュ事業を開催し在宅で介護している家族の方同士の交流を図る。	家族介護教室開催回数:18回 家族介護教室参加者:386人 介護用品支給者数:254人 家族リフレッシュ事業参加者(介護者):135人 家族介護手当支給者数:19人	家族介護支援事業を実施し、在宅における家族介護者の介護知識や介護技術を習得するとともに、経済的負担や介護者の精神的負担の軽減を図るためリフレッシュ事業を行った。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその家族	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ、希望する時期に入所できるよう努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。 ○公立保育所との事務の調整。	乳幼児数:541人 定員数:780人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。
産業振興部	地域営農課		379	農業経営体制整備事業	○地域営農集団 ○認定農業者等農業生産者	○担い手と集落の役割分担と持続可能な農業生産体制の整備	○研修会、情報提供や認定農業者の認定 ○集落等での座談会への出席 ○地域営農支援事業(担い手農家・営農集団等の規模拡大のための機械導入助成、市単独費)	認定農家数:90戸 集落法人数:16組織 機械助成費:27件	地域農業集団等の研修会に女性の参加を促し、経営技術の向上と共に、集落営農における女性の参画を推進した。

②経済的地位向上と就業条件・環境整備

○農業経営における女性の経営上の地位向上を図り、農業の振興を推進していくため、家族経営協定の促進、農業経営法人化など農業経営基盤の強化を推進し、女性の就業上の地位の明確化を推進します。

○女性を農業経営者として育成していくため、JA・関係機関と連携し、各種研修や講習など多様な情報や学習機会の提供に努めます。

○6次産業化など地域の特性を活かした新規産業への女性の取組を支援するとともに、農林業、商工業、観光など異業種に就業する女性相互の交流を促進し、就業環境の向上を図ります。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
農業委員会事務局	農業委員会事務局		373	農業委員会運営事業	○農業に関わりを持っている者 ○農地の各種権利関係等を設定しようとする者 ○農地を転用しようとする者	○農業生産力の向上及び農業経営者の合理化を図り、農家の地位向上に寄与する。	○農地法第3条に基づく農地の所有権移転、第4条に基づく農地の転用、第5条に基づく農地の転用と所有権移転に係る審査及び許可書の発行、非農地の証明・農業用施設届及び農地改良届の受理、農業経営基盤強化促進法に係る農地の権利関係の設定 ○農業委員数 定数37名(3名欠員)	農地法許可申請件数:232件 農地利用集積計画筆数:2,199筆	安芸高田市農業委員選挙が行われたことから、女性・青年農業者や農業生産法人の構成員を含む認定農業者等を選任委員として登用することと安芸高田市議会議長並びに安芸高田市長に要請文を手渡しした。とりわけ、女性農業委員については、複数の選出を要請した。
産業振興部	地域営農課		377	農業振興推進体制整備事業	○市、JA広島北部、農業委員会、県の関係機関や担当職員、市内の農業者。	○担当職員が職務に必要な知識等を身につけ、市の農業振興の方向性を検討し、市民に理解してもらう。	○研修等への参加及び関係機関との会議・連絡調整を密にする。 ○市、JA広島北部、農業委員会、西部農業技術指導所等で構成する安芸高田市農業振興協議会を定期的に開催する。また、各部会(担い手、野菜、畜産)の開催により、地域プロジェクト計画の進捗管理を行う。	協議会開催回数:2回 協議会部会、運営委員会開催回数:14回	JAや県等の関係機関と連携を図り、女性農業経営者の育成も視野に入れて、研修会等の学習機会の提供に務めた。
産業振興部	地域営農課	再掲	379	農業経営体制整備事業	○地域営農集団 ○認定農業者等農業生産者	○担い手と集落の役割分担と持続可能な農業生産体制の整備	○研修会、情報提供や認定農業者の認定 ○集落等での座談会への出席 ○地域営農支援事業(担い手農家・営農集団等の規模拡大のための機械導入助成、市単独費)	認定農家数:90戸 集落法人数:16組織 機械助成費:27件	農業経営の法人化等を促進し、農業経営についての研修の機会を設けるとともに、地域や法人内での役割分担により、女性の経営上の地位の向上を推進した。
産業振興部	地域営農課		386	農業振興施設管理運営事業	○施設を利用する市民(農業者等) ○都市農村交流施設利用者。	○農村振興施設の維持管理を行い、特産品の振興と都市農村交流による農家経済の安定を図る	○農業振興施設の適正な管理 ○農産物の加工・販売施設の管理運営	農村交流館の来場者数:53,026人	農業振興施設の活用により、農産加工等6次産業化を推進し、地域の特性を活かした産業への女性の取り組みを支援した。

(4)高齢者の主体的活動を支える条件整備

高齢者が地域社会において、主体的に生活していくことができるよう、高齢者の意欲と能力に応じた就業機会の確保を図ります。

また、学習機会を拡充し、社会参画と生活の安定を図るなど、高齢社会に対応した生活設計の支援の充実を図ります。

①就労支援の充実

○高齢者の豊かな経験や知識を活かし、多様な就業の場を提供するため、シルバー人材センターの組織の充実を促進し、事業の拡充を図ります。

○団塊世代の定年退職を控え、就業や起業を支援する体制の整備を推進し、UJターンを促進するとともに、高齢者のパワーを活用した地域の活性化を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		296	シルバー人材センター助成事業	○概ね60歳以上で定年退職者等のシルバー人材センター会員。	○就業の場を通じて地域社会への貢献と自らの健康づくり、生きがいの充実ができる環境づくりを支援する。	○臨時的かつ短期的な就業又はその他軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために就業機会を確保し、組織的に提供する。また、無料の職業紹介事業を行い、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行なう。その他就業を通じて高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進を図るための事業を行うための助成を行なう。	廃止	シルバー人材センター及びその会員が適切に就業機会を確保できる環境整備を図った。
産業振興部	地域営農課	再掲	382	担い手育成事業	○認定農業者等担い手農家。○農業振興資金利用農家。 ○農業後継者育成支援事業対象者等。	○職業として自立できる農家の育成。 ○農業者・法人の系改善計画の認定。 ○意欲的な農業者の育成。	○研修会や情報提供。 ○農業資金の利子補給助成。 ○新規就農者や農業後継者育成支援事業対象者の支援	認定農業者数:90戸 新規就農者:6人 農業後継者育成支援事業対象者:6人	就農塾の開催により、定年退職後の就農者をはじめ女性を含む新規の就農者の掘り起こしと農産物の栽培技術の支援を行った。

②社会参画の推進

○高齢者が社会で自立した一員として、生きがいを持って生活できるよう、生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、世代間交流など多様な機会と場の提供を図ります。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

○老人クラブ活動の活性化を促進するとともに、定年後における多様な分野での新たな視点から社会参加を促進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	文化・スポーツ振興室		206	スポーツ教室・大会等開催事業	○市民	○市民の体力向上、健康増進、スポーツ技術の向上、スポーツによる交流の促進。	○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催	教室等開催数:73回	ラジオ体操の指導やグラウンドゴルフ大会の開催等、男女やライフステージを超えた、同一種目内での交流を目指した取り組みを行った。
福祉保健部	高齢者福祉課		295	老人クラブ連合会助成事業	○地域を基盤とした健康づくり、高齢者の支え合い、社会奉仕等を目的とした高齢者の自主的な団体老人クラブ連合会の会員。	○活動の充実を図り、高齢者が長年培ってきた豊かな経験と知識を持って、可能な限り住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らす高齢者を増やすため、老人クラブの取組みを促進、支援する。	○老人クラブ連合会に補助金を交付し、連合会が地域の連合会に補助金の配分を行い、地域の連合会はその補助金を単位老人クラブに配分している。老人クラブ活動は友愛活動、奉仕活動、健康活動、学習活動、生きがい活動が主なもので連合会、単位クラブで連携し実施している。	廃止	高齢者の社会参加や高齢者の地域貢献推進のため、老人クラブ連合会への支援を行い、老人クラブ活動の活性化を促進した。

(5)社会支援を必要とする女性(男性)のための支援

ひとり親家庭や高齢者、障がいのある人の自立を促進し、生活の安定を確保するよう、相談・情報提供の充実、就労の促進などの条件整備に努めます。

①相談体制の充実

○高齢者・障がいのある人、ひとり親家庭、低所得者等の生活上の諸問題について、適切な指導・助言を行い、自立を支援していくため、相談機能の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		287	高齢者相談事業	○高齢者及びその家族。	○高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるようさまざまな相談に応じ、適切な助言や援助を行う。	○支援を必要とする高齢者に保健・医療・福祉サービス等についての相談に応じ、適切な支援や相談内容に即したサービス等の紹介等を行う。また、心配ごと相談等を社会福祉協議会へ委託し高齢者等の不安の解消を図る。	心配ごと相談開催回数:59回 弁護士相談開催回数:24回	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、心配ごと相談、弁護士相談を実施し生活不安の解消に努めた。
福祉保健部	社会福祉課		312	相談支援事業	○安芸高田市出身および在住の障害(児)者とその家族	○地域で安心して生活ができるよう、あらゆる関係機関が連携をして、日常生活問題の相談とその解決策を考える。	○生活に必要な問題の相談事業を2箇所の障害福祉施設に委託 身体障害者相談員は旧町に各1名を知的障害者相談員は1名を任命し配置し、障害者やその家族による相談を受け問題解決に対応してもらっている。障害者相談員の活動について明記されたものがなく、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催。	自立支援協議会:29回 障害者生活相談支援事業:3,062件 相談員相談件数:82件	各相談支援事業所には、それぞれ男性1名、女性1名の相談支援員が配属されており、男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。
福祉保健部	子育て支援課		323	母子自立支援事業	○母子・父子・寡婦及びDV被害者	○対象者世帯の生活の安定を図り、自立を促進することにより、その世帯及び児童の福祉の向上を図る。	○児童扶養手当事業。離婚等、父又は母と生計を別にする世帯に手当を支給する。 ○DV被害母子の身辺保護、生活再建のための施設措置等の相談・保護対応を行う。 ○母子寡婦福祉団体への補助事業及び母子世帯などの生活再建等の相談対応を行う。 ○母子家庭高等技能訓練促進費の支給を行う。	児童扶養手当:217世帯 母子生活支援施設:3世帯 母子寡婦福祉会会員数:139人	ひとり親家庭の福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、生活の自立を促進した。
福祉保健部	社会福祉課		558	生活保護事業	○市内に居住又は現在地在を有し、生活に困窮する世帯であって、生活保護法による援助の基準に該当する世帯。	○病気や失職などの事情で生活困窮に陥り、あらゆる努力をしても、なおかつ最低限度の生活が営めない世帯に対し、その最低限度の生活を保障する。また、一日も早く自分の力で生活することができるよう援助する。 ○電算システムにより事務処理を行うとともに、職員研修に参加することにより能力の向上を図り、生活保護制度の適正な実施と迅速な対応を行う。	○訪問等によりそれぞれの世帯の困窮の程度を確認し、基準に基づき適正な金銭給付又は現物給付を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、経済的、精神的に自立が図られるよう適切な指導・助言を行い対象者の自立を援助する。 ○関係機関(ハローワーク)との密接な連携に基づき、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進する。 ○民生オンラインによる事務処理、レポート点検の外部委託、関係職員の研修・啓発事業を実施する。	訪問調査件数:856人 生活保護受給者等就労支援事業における事業参加者数:3人 生活保護受給者等就労支援事業における目標達成者数:0人	高齢者や障がいのある人、母子等の被保護世帯の自立を支援するため関係機関と連携した。特に、稼働年齢層を有するその他世帯や母子世帯に対しては、本人の就労意欲の喚起を図り、意欲のある人に対してはハローワークと連携して生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者として就労支援を行い、保護からの経済的自立を図った。また、必要な研修へ職員を参加させ能力の向上を図った。

②自立の支援

○高齢者が家庭や地域で自立した生活ができるよう、介護予防を推進するとともに、就業機会の提供や社会参画の促進に努めます。

○障がいのある人の生活保障と就労の支援に努めるとともに、社会参画のための環境整備や多様な機会の提供を図ります。

○ひとり親家庭、低所得者については、生活の実情に応じた経済的支援や生活支援など、関係制度・施策を効果的に活用し、生活の安定と自立を促進します。

茨高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	社会福祉課		317	地域生活支援事業	○在宅で生活している障害者や、障害者を介護している家族の方	○障害を持つ児童、生徒の放課後の居場所をつくり、健全な育成を図るとともに、その家族の就労を支援する。 ○在宅で生活している障害者及びその家族の経済的負担の軽減をはかる。 ○施設入所している障害者の地域移行、就労を支援する。	○障害児療育支援事業 ○障害者授産施設等通所者交通費助成事業、重度心身障害者通院費補助金、障害者住宅整備資金補助金、在宅障害者介護手当事業 ○施設入所者就職支度金支給事業 ○重度障害者外出支援(タクシー券交付)事業、重度障害者移動支援事業	障害児療育支援施設1日平均利用者数:8.79人 重度心身障害者通院費支給人数:220人 在宅障害者介護手当支給件数:15件	障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう様々な事業を実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与した。
福祉保健部	社会福祉課	再掲	558	生活保護事業	○市内に居住又は現在地在を有し、生活に困窮する世帯であって、生活保護法による援助の基準に該当する世帯。	○病気や失業などの事情で生活困窮に陥り、あらゆる努力をしても、なおかつ最低限度の生活が営めない世帯に対し、その最低限度の生活を保障する。また、一日も早く自分の力で生活することができるよう援助する。 ○電算システムにより事務処理を行うとともに、職員研修に参加することにより能力の向上を図り、生活保護制度の適正な実施と迅速な対応を行う。	○訪問等によりそれぞれの世帯の困窮の程度を確認し、基準に基づき適正な金銭給付又は現物給付を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、経済的、精神的に自立が図られるよう適切な指導・助言を行い対象者の自立を援助する。 ○関係機関(ハローワーク)との密接な連携に基づき、生活保護受給者等就労支援事業への参加を促進する。 ○民生オンラインによる事務処理、レセプト点検の外部委託、関係職員の研修・啓発事業を実施する。	訪問調査件数:856人 生活保護受給者等就労支援事業における事業参加者数:3人 生活保護受給者等就労支援事業における目標達成者数:0人	高齢者や障がいのある人、母子等の被保護世帯の自立を支援するため関係機関と連携した。特に、稼働年齢層を有するその他世帯や母子世帯に対しては、本人の就労意欲の喚起を図り、意欲のある人に対してはハローワークと連携して生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者として就労支援を行い、保護からの経済的自立を図った。また、必要な研修へ職員を参加させ能力の向上を図った。

4 安心して暮らせるまちづくり

(1)生涯を通じた健康づくり

生涯にわたる健康づくりを支援するため、健康づくり意識の啓発に努めるとともに、健康づくりを支援する保健サービスの充実など推進体制の充実を図ります。

男女共同参画がお互いの性や生き方を尊重し、主体的な生き方を選択できるよう、お互いの性や自分の体を大切にしていけることを学ぶ機会の提供に努めます。

①健康づくりの推進

○栄養・運動・休養の総合的な視点に基づく一次予防に重点を置いた健康づくりの普及・啓発を推進します。

○健康教育、乳ガン・子宮ガン検診等の健康診査、骨粗しょう症検診など女性のライフステージに応じた保健サービスを充実するとともに、検診結果のフォローアップ体制を確立し、生活習慣の改善など疾病予防対策の充実を図ります。

○女性のライフステージに応じた健康講座の開催や健康相談など、心の健康づくりを支援する体制の充実を図ります。

○妊産婦、乳幼児の健康保持増進を図るよう、妊娠・出産・育児の各時期を通じて一貫した母子保健対策の充実を図ります。

○生涯を通じて気楽にスポーツに親しみ、健康・体力づくりができるよう、軽スポーツの普及や各種スポーツ教室の開催など、女性がスポーツに親しむ機会と場の提供に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	文化・スポーツ振興室	再掲	206	スポーツ教室・大会等開催事業	○市民	○市民の体力向上、健康増進、スポーツ技術の向上、スポーツによる交流の促進。	○スポーツ教室の開催 ○スポーツ教室講師の招聘 ○スポーツ大会の開催	教室等開催数:73回	グラウンドゴルフ大会の開催や、ニュースポーツの紹介等、男女やライフステージを超えて体験できるイベントでの交流を目指した取り組みを行った。
福祉保健部	保健医療課		243	健康あきたかた21」推進事業	○市民	○市民一人ひとりがより豊かな人生を送るために、主体的な健康づくりが出来ることをめざす。また、市民みんなが健康づくりに取り組む環境づくりを推進していく。	○健康あきたかた21後期計画ならびに健康あきたかた21推進計画策定。策定のための会議(策定委員会、食育推進計画策定委員会、庁内検討委員会、関係機関連携会議、歯科衛生連絡協議会等)での計画内容検討。 ○健康あきたかた21推進協議会の啓発活動。総会、拡大役員会6回/年開催。4つの部会による7分野(食生活・歯の健康・健康診査・たばこ・こころの健康・アルコール・運動)の啓発事業の企画、後援内容の検討。	啓発イベント実施回数:13回 健康フェスタ参加者数:555人	健康あきたかた21推進計画に基づき、健康づくりの普及啓発を推進した。健康フェスタ・市民健康ウォーキング・成人式での啓発・JAまつりへの協賛・健康づくりシンポジウムを開催し、健康づくり意識の啓発に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	保健医療課		249	母子健康診査事業	○安芸高田市に住所を有する妊婦及び乳幼児	○妊婦が早期から定期受診をし、母体及び胎児の健康状態を確認して必要な医療や指導を受け、安心・安全な出産を迎えられるように支援する。また、乳幼児においては、乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を実施し発達障害等早期発見のためのスクリーニングを行い、必要な医療が受けられるように支援し健やかな成長発達を促し、保護者の育児不安の軽減を図る。	○母子健康手帳交付時に受診券を発行し、医療機関委託において妊婦及び乳児の健康診査を行う。また、市で行う乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診は該当する対象児に通知し実施する。	乳幼児健康診査受診者数(乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査):521人 医療機関委託妊婦一般健康診査受診者数:2,499人 医療機関委託乳児一般健康診査受診者数:285人	妊娠時からの育児支援を行うため、妊婦受診券を発行するとともに、乳幼児の健やかな成長発達を促すため、乳幼児健診では、乳児健診は1歳未満まで、1歳6か月児健診は2歳未満まで、3歳児健診は、4歳未満まで受診可能としている。また、受診後の相談・支援の充実を図った。(医療機関等への照会や精検や子育て相談・赤ちゃん教室、未受診者へのフォロー等)
福祉保健部	保健医療課		250	母子保健事業	○妊産婦・乳幼児(未熟児を含む)とその保護者 ○育児に不安や負担のある保護者	○食生活や口腔衛生などの、子育てに必要な知識や生活習慣を身につける。 ○保護者の育児不安・悩みを軽減し、子どもが健やかに成長するとともに、保護者が楽しく子育てしていくことができる。 ○妊娠や出産育児に対する不安の軽減ができ、健やかな妊娠・出産を迎えられる。未熟児の場合、未熟児養育医療給付事業制度を活用し経済的負担の軽減を図るとともに養育についての支援をし健やかな成長を促す。	○乳幼児健康教室(栄養士・歯科衛生士の実地指導及び療育教室開催) ○妊婦教室(助産師・歯科衛生士、保健師・栄養士による指導) ○相談会(身体計測、保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士による個別保健指導、心理判定員による専門的な相談会) ○家庭訪問(新生児訪問ほか乳幼児や妊産婦を対象にした家庭訪問)・未熟児養育医療給付事業 ●根拠法令:母子保健法	乳幼児健康教室(延参加者数):1,023人 相談会(延参加者数):2,486人 赤ちゃん訪問(新生児乳児延件数):173件	妊婦教室では、沐浴など「赤ちゃんのお世話の仕方」を中心に、家族や夫婦での参加を促している。他の乳幼児健康教室でも、市民広報や家族での参加を呼び掛けており、今後も夫婦、家族で参加されるよう促していきたい。その他赤ちゃん訪問でも、夫婦で協力しながら育児ができるよう促した。
福祉保健部	保健医療課		251	成人健康診査事業	○がん検診:健康増進法に基づき実施。40歳以上の住民(一部20歳以上) ○特定健診:高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市内に居住し、安芸高田市国民健康保険被保険者35歳以上の人(35歳から39歳までは、単市として受診啓発の取組みとして実施)を対象に実施。国民健康保険事業に掲載	○疾病を早期に発見し、適切な治療及び生活習慣病を防ぐための支援を行い、健康な生活を送ることができる。	○総合健診は、6月～7月、市内9会場で延べ21日間健診機関へ委託して実施している。 ○人間ドック健診は、5月～1月の期間、13か所の健診機関へ委託して実施している。 ○がん検診項目としては、肺がん、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん検診を実施している。	検診受診者:4,969人 乳がん・子宮がん検診受診者数:3,258人 周周疾患検診受診者数:216人	女性特有の乳がん・子宮がん検診として対象者へ無料クーポン券を配布した。また、宮川花子さんをお招きし「がん対策・男女共同参画講演会」を行った。がん検診の受診勧奨につながったと考える。
福祉保健部	保健医療課		252	成人支援事業	○おおむね40歳以上の市民	○健康に対する知識、生活習慣の改善方法を学び、実践し、健康の保持増進を図るとともに、生活習慣病の予防に努める。 ○市民の健康増進を図ることで、医療費の削減をめざす。	○生活習慣病予防の運動や栄養改善の普及啓発のための健康教室、運動普及としてプール健康教室、ウォーキング大会を実施している。また、健康相談や家庭訪問をとおして健康づくりのための個別支援を行っている。	健康フェスタ:555人 健康教室参加者数:496人 ウォーキング大会:141人	健診結果をもとに、特定保健指導対象者の全戸訪問を実施し、対象者のニーズに応じた支援につなげた。生活習慣病予防については、健康あきたかた21の計画とリンクさせ、事業を実施した。市内全域への啓発を、浸透させていく必要がある。

②生命と性の尊重

○男女がお互いの生命と性を尊重しあい、性に対する正しい知識を基に生命の尊さを理解できるよう、学校教育や生涯学習などにおける生命と性についての学習機会の充実を図ります。

○女性が妊娠や出産について、女性の自己決定権が尊重されるよう、性についての正しい知識や情報を提供し、女性の自己決定についての意識の啓発を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	生涯学習課	再掲	138	成人教育事業	○安芸高田市の成人	○市民の多様なニーズや社会・時代の変化に対応した学習機会を提供し、教育の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。	○地域に根ざした特色ある教室・講座を開催する。 ・高齢者大学 ・市民セミナー ・パソコン活用講座	高齢者大学実施回数:51回 市民セミナー講座回数:19回 高齢者大学新規講座参加者数:721人 市民セミナー・その他教室講座延べ参加人数:4,221人	市内各文化センター及び公民館において、高齢者大学及び市民セミナーを実施している。それらの講座では、年1回は、男女共同参画にかんする講座を実施し、意識改善の啓発を図った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

(2)生活安定のための条件整備

地域における福祉意識の高揚を図りつつ、介護保険サービスの充実など高齢者施策の推進、障害のある人の権利擁護と心のバリアフリーを推進するなど、住民ニーズに合わせた福祉の充実を図ります。また、ユニバーサルデザインの視点に立った高齢者や、障害のある人をはじめとするすべての人に配慮した生活環境の整備を図ります。

①総合的な福祉サービスの充実

- 高齢者が安心して暮らすことができるよう、介護予防を推進するとともに、住宅の提供等生活の安定のための支援を進めます。
- 介護保険制度を適正に運営し、要介護高齢者等に対する住宅・施設サービスの充実を図るとともに、地域ケア体制の整備を図ります。
- 障がいのある人が主体的に福祉サービスを選択できるよう、在宅福祉サービスの充実を図るとともに、相談体制や療育体制の充実を図ります。
- 認知症高齢者や意思の疎通が困難な障害のある人が、福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被ることのないよう、権利擁護に関する住民意識の啓発や利用援助などの事業推進を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		275	介護保険給付事業	○介護や支援が必要な被保険者及びその家族	○介護や支援が必要となった被保険者へ必要な介護サービスを提供する。また、低所得者へは利用者負担の軽減を行う。また、不正な介護サービスを減少させ、サービス受給者が質の高いサービスを受けることができるようにする。	○介護サービス提供事業者や受給者からの請求に基づき、適正に行われたサービスについて介護給付費の支払いを行う。また、低所得者へ対して利用者負担の軽減を行う。	居宅介護サービス受給者数(年間):19,603人 施設介護サービス受給者数(年間):6,430人 地域密着型サービス受給者数(年間):1,175人	介護や支援が必要となった被保険者へ必要な介護サービスを提供し、低所得者へは利用者負担の軽減を行い、不正な介護サービスを減少させ、サービス受給者が個人の尊厳を尊重した質の高いサービスを受けることができるよう介護保険制度の適切な運営を図った。また、認知症対応共同生活介護施設(グループホーム)を新たに1箇所(18床)整備し、認知症高齢者のサービスの充実を図った。
福祉保健部	高齢者福祉課		278	介護予防支援事業	○介護保険で要支援1・要支援2の認定者のうち、介護予防サービスの利用を希望する者。	○介護予防サービスの利用希望者のニーズにあった介護予防サービス計画書を作成し、心身の状態を向上又は維持し、介護予防に資することを目的とする。	○介護予防支援事業所として、要支援者の介護予防サービス利用の支援を行う。対象者のアセスメントを行い、介護予防プランを作成し、心身の向上又は維持するよう介護予防サービスの提供を行う。また、一定期間ごとにサービス提供後の評価及び再アセスメントを行い、介護予防プランの見直しを行う。介護サービス特別会計において、介護報酬と一般財源により運営を行っている。	介護予防サービス利用者数:656件 介護予防サービス計画作成件数:5,923件	要支援者の介護予防サービス計画を作成し、本人の意欲を引き出し適切なサービスを提供する事により、介護予防を図った。
福祉保健部	高齢者福祉課		283	介護予防在宅支援事業	○概ね65歳以上の高齢者で在宅生活をしている者。平成21年度からの安心生活創造事業は高齢者のみではなく、障がいのある方も対象に含み一般会計の事業であるが生活支援の観点からこのシートに記述した。	○高齢者等に在宅支援のサービスを提供し、在宅生活の支援を行う。また、地域の介護力を高めるために、平成21年度から生活・介護サポーター養成事業を行っている。	○在宅高齢者にサービス(外出支援・寝具乾燥・訪問理美容・配食・住宅改修費申請支援・日常生活用具支援)の提供を行う。また、生活介護サポーター養成講座を行い、安心生活創造事業の対象者(地域で孤立する可能性がある高齢者等)へ必要な見守り支援等を行う。	配食サービス事業配食総数:9,766人 外出支援サービス延利用者数:137人 寝具類乾燥消毒サービス延利用者数:163人 訪問理美容サービス延利用者数:123人 日常生活用具支給事業:2人	高齢者が安心して暮らすことができるよう、配食サービス等在宅支援サービスを提供することで、要支援高齢者の在宅生活の支援を行うことができた。在宅高齢者へのサービス提供により、住み慣れた地域で自分の望む生活の維持について支援を行うことができた。
福祉保健部	高齢者福祉課		285	生活支援ハウス管理委託事業	○60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難であって、高齢のため独立して生活することに不安のある者。(在宅生活が困難な虚弱高齢者)	○生活の場を確保するため、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供し、心身機能の向上、自立生活の助長、社会的孤立感の解消を図り、入所者のニーズにあったサービスの提供を受けること。	○生活支援ハウス施設入所者(入居期間:原則3ヶ月)のニーズに効果的、効率的に対応するため、併設する特別養護老人ホーム等の指定管理者に管理運営を委託し、サービスの向上と経費の節減等を図る。	廃止	高齢者が安心して暮らすことができるよう、生活支援のための住宅の提供及び情報提供を行い、在宅生活が困難な高齢者に対し、入所者の生活不安の解消を図ることができた。
福祉保健部	高齢者福祉課	再掲	290	総合相談事業	○原則的には市内に住所を有する高齢者及びその家族。加えて、高齢者を支える地域住民。	○住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を維持していくことができるよう、相談・支援を行う。	○高齢者が抱える様々な心配事等の相談を総合的に受ける。また、高齢者の心身の状況や生活状況の実態を把握し、保健・医療・福祉等の適切なサービスの紹介・利用へつなげていくなどの助言・支援を行う。また、これらの業務を高齢者支援センターをはじめ、地域の身近な相談窓口として位置付けている在宅介護支援センター(市内6か所)に委託して行っている。	総合相談件数:1,112件	高齢者及びその家族等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、総合相談を実施し、個々の状況やニーズを把握し、各関係機関と連携をとることで、相談機能の充実を図った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	高齢者福祉課		292	権利擁護事業	○原則的には市内に住所を有する者のうち、虐待や消費者被害等の権利侵害を受けている高齢者やその家族。また、その疑いのある者。	○高齢者の権利を守り、住み慣れた地域において尊厳のある生活を維持し、自分らしく安心して生活を送るための助言や支援を行う。また、高齢者虐待の対応を適切に実施するために関係機関等との連携協力体制を整備する。	○対象への支援を、関係機関等と連携し対応する。また、高齢者虐待だけに限らず、児童虐待・DV・障害者虐待に迅速かつ適切に対応するため、関係機関等が連携を強化して虐待等の防止・その啓発活動に努めることを目的とした「安芸高田市虐待等防止ネットワーク」を設置し、関係機関等の代表者による代表者会議・担当者による担当者会議を開催し、多問題を抱える対象へ対応する。また、成年後見制度の利用についても相談や支援を行う。	成年後見制度利用支援件数:1件 広報回数:1回 相談対応実件数(虐待):12件 相談対応実件数(消費者):7件 相談対応実件数(成年後見制度):23件	権利擁護に関する広報等を行い、高齢者が福祉サービスの利用や資産管理で不利益を被らないよう、住民意識の啓発や利用援助などの事業促進に努めた。また、関係機関との連携強化及び虐待防止のため、各種虐待(高齢者・児童・DV・障害者)に総合的に対応する「安芸高田市虐待等防止ネットワーク」を設置した。
福祉保健部	社会福祉課		310	自立支援給付事業	○障害福祉サービス利用者 ○自立支援医療(更生医療)更生医療が必要な身体障害者 ○自立支援医療(精神通院)集中・継続的な精神の病気の治療で通院している人	○障害者の自立支援を目的に社会参加の促進を図るため、施設を利用して就労訓練や日常生活訓練などの自立訓練をはかり、居宅介護(ホームヘルプ)サービスや短期入所(ショートステイ)サービスを利用したり、地域生活を行っていくために、障害者同士が共同生活(グループホーム)を営んだりする。また身体障害者の日常生活、職業生活を改善し、その福祉の増進や精神障害者が自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療を受けられるよう支援する。	○居宅介護(家事援助、身体介助)サービス、短期入所、グループホーム、施設入所支援(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)、補装具給付事業等の福祉サービス、自立支援医療給付(精神通院)、更生医療給付を利用しながら、障害者の自立に向けた生活を様々なサービスを組合せて支援する。	障害福祉サービス費等給付件数:6,356件 身体障害者補装具給付件数:76件 自立支援医療費受給者数:407人 計画相談支援件数:181件	障害のある人が自立を図るため、施設を利用して、就労訓練や、生活訓練を行ったり、居宅で生活するための支援を行った。各施設においては、男性支援員、女性支援員それぞれおり、男性も女性も支援を受けやすい体制をとっている。
福祉保健部	社会福祉課		311	権利擁護事業	○判断能力に乏しい又は恐れのある障害児者	○一人で日常生活ができないなど、判断能力に欠ける障害者の財産等を管理し、本人が日常生活に困らないよう、障害について援助する制度を市長が必要と判断し裁判所に申立をして権利擁護を進める	○成年後見申立に必要な書類作成および後見人となる候補者選定により、障害児者の権利擁護を行う。	成年後見(市長申立)申請件数:0件 成年後見制度支援件数:0件 相談件数:3件	判断能力が乏しいことで、福祉サービスの利用や資産管理で不利益をこうむることのないよう、権利擁護に努めた
福祉保健部	社会福祉課	再掲	312	相談支援事業	○安芸高田市出身および在住の障害(児)者とその家族	○地域で安心して生活ができるよう、あらゆる関係機関が連携をして、日常生活問題の相談とその解決策を考える。	○生活に必要な問題の相談事業を2箇所の障害福祉施設に委託し、身体障害者相談員は旧町に各1名を知的障害者相談員は1名を任命し配置し、障害者やその家族による相談を受け問題解決に対応してもらっている。障害者相談員の活動について明記されたものがなく、様々な問題について相談を受ける場合について連絡会を開催。	自立支援協議会:29回 障害者生活相談支援事業:3,062件 相談員相談件数:82件	各相談支援事業所には、それぞれ男性1名、女性1名の相談支援員が配属されており、男女に関係なく相談しやすい体制をとっている。
福祉保健部	社会福祉課		313	社会参加支援事業	○本市出身・在住障がい児(者)	○障害の有無にかかわらず、すべての人が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな福祉社会を築くため、在宅福祉サービスを中心に地域における自立を支援する。	○障害者日常生活用具給付事業、地域生活アシスタント事業、要約筆記奉仕員養成事業、手話奉仕員養成事業、声の広報等発行事業、重度障害者移動支援事業、スポーツ・レク教室開催事業、福祉ホーム事業、コミュニケーション支援員派遣事業、地域活動支援センター事業、FD大会、自動車運転免許取得事業、自動車改造事業、交流キャンプ事業、日中支援事業	日常生活用具給付件数:773件 日中一時支援利用者:468人	障がいのあるなしに関わらず、地域で生活し、様々な社会活動に参加するための支援を行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	社会福祉課		316	障害児相談支援事業	○障害がある、発達上の課題があり、支援を要するなど生活上の困難を持つ児童とその保護者 ○障害や発達上の困難性のある子どもの保育者、教員等の支援者	○障害を有する子どもや発達上支援の必要な子どもについての心身発達上の問題や悩みや育児上の困りごとが解決できる。 ○配慮を要する子どもとの関わり方を工夫し、健やかな育児(保育)ができることで保護者(保育者)の育児不安や負担感が軽減する。 ○未就学児の相談から就学支援、必要に応じて学齢期支援まで途切れない継続した相談支援ができる。 ○これらのことを通して子どもの発達上の二次障害を防ぐことができ、健やかな成長が期待できる。	○療育相談 個別相談 月2回 施設支援(保育所・学校)年間 発達支援教室 月2回(対象者一人あたり6回受講)	個別相談件数:28件 施設支援件数:72件	障害のある子どもや発達上支援の必要な子どもについての心身発達上の問題や悩みや育児上の困りごとの相談をとおして、保護者の育児不安や負担感の軽減を図った。
福祉保健部	社会福祉課	再掲	317	地域生活支援事業	○在宅で生活している障害者や、障害者を介護している家族の方	○障害を持つ児童、生徒の放課後の居所をつくり、健全な育成を図るとともに、その家族の就労を支援する。 ○在宅で生活している障害者及びその家族の経済的負担の軽減をはかる。 ○施設入所している障害者の地域移行、就労を支援する。	○障害児療育支援事業 ○障害者授産施設等通所者交通費助成事業、重度心身障害者通院費補助金、障害者住宅整備資金補助金、在宅障害者介護手当事業 ○施設入所者就職支度金支給事業 ○重度障害者外出支援(タクシー券交付)事業、重度障害者移動支援事業	障害児療育支援施設1日平均利用者数:8.79人 重度心身障害者通院費支給人数:192人 在宅障害者介護手当支給件数:15件	障害者及び障害児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるような事業を実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与した。

②地域福祉活動の推進

- 社会福祉協議会を中心として、地域振興会などの地域の組織・団体と連携し、住民や地域で支え合う地域福祉体制の充実を促進します。
- ボランティア活動など地域福祉活動への住民の積極的な参加を促進するとともに、活動を支援します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
企画振興部	まちづくり支援課	再掲	124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている活動団体や市民。	○地域事情に応じた様々な活動を通して、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動を、安心して継続できるよう支援する。	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施組織数:31組織 地域イベント開催回数:6回 コミュニティ助成件数:3件	地域自治組織に対し、地域活動や地域福祉活動への女性の参加を促進するよう、促した。
福祉保健部	社会福祉課	再掲	264	社会福祉協議会事業援助事務事業	○安芸高田市社会福祉協議会と、それを母体としてボランティア活動に参加したい、ボランティアを必要とする市民。	○安芸高田市社会福祉協議会の健全な運営と、事業の円滑遂行を推進するとともに、ボランティアセンター(安芸高田市社会福祉協議会)に配置された、ボランティアコーディネーターを中心として、地域において多様な地域福祉活動が実施される状態とします。 また大規模災害が発生した場合は、災害応援等市町間の連絡、連携の要として活動する。	○地域福祉の推進として公共性・公益性の高い事務を行う事務職員に対して、人件費相当額の補助を行う。 安芸高田市(福祉保健部)と安芸高田市社会福祉協議会で定期的に協議会を開催し、各種福祉事業について、統一的な行動が行えるよう調整する。ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たす、ボランティアの登録、相談、支援コーディネート、ボランティア養成講座の開催、各種ボランティア活動の実施を行う。	ボランティア延べ活動回数:6回 ボランティア延べ活動者数:186人 ボランティアセンター登録者数:431人	男女共同参画の視点に立ち、法律や制度を理解するよう連携を図った。

③福祉のまちづくりの推進

- 高齢者や障がいのある人をはじめとするすべての住民が安心して暮らしていくことができるよう、ユニバーサルデザインを基本とした建築物、道路、公園等の公共施設の整備を進めます。
- 民間建築物についても、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に則した整備を指導するとともに、JR駅やバスのバリアフリー対策について、交通事業者に働きかけます。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
建設部	管理課		1	進達事務事業	○安芸高田市において建築物等の建築・改築・修繕工事または解体工事を行うおとす人または事業者。 ○一定面積以上の土地について売買などの取引を行った者。	○建築物や土地に係る法令・規制等について認識してもらい、法律・条例に沿ったまちづくりを進め良好な住環境を形成するとともに、法令を遵守することにより土地の投機的取引や地価高騰を抑制し、適正かつ合理的な土地利用をしてもらう。	○建築確認申請、福祉のまちづくり条例届出、建築リサイクル受付進達事務、現地調査・調査作成業務 ○国土利用計画法に基づく土地売買等の届出・受付・広島県副申業務 無届の疑いのある取引については、違反事案カードを作成し広島県へ報告する。 届出に係る土地を取得から2年を経過したものについて遊休土地実態調査を行い、広島県へ報告する。	建築確認申請関係受理件数:159件 建築リサイクル受付件数:149件	福祉のまちづくり条例の整備対象施設について、すべての人が自由に行動できるような整備の指導を行った。(1件)

(3)安全・安心のまちづくり

地域の仲で全ての人が安心して暮らしていくことができるよう、子どもの安全対策の強化や、交通事故や犯罪、消費者取引トラブルの発生を防止する安全・安心のまちづくりを推進します。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制の整備を図ります。

①子どもの安全の確保

○家庭・学校等を通じて、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識の浸透に努めます。

○学校施設の安全対策を強化するとともに、保護者・学校・地域の連携を図り、子どもの見守り体制の充実を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
教育委員会事務局	教育総務課		160	安全管理事業	○市内小・中学校児童生徒	○登下校時や学校生活において、安全を確保し、安心して学校生活が送れるよう体制を整える。 ○学校活動における不慮の災害に備え、全児童生徒に災害保険を掛けることで、教育活動を円滑に進めていく。	○登下校時の安全確保のため、児童生徒に防犯ブザーや熊除け鈴を給付。 ○日本スポーツ振興センター災害保険への全児童生徒の加入推進	災害保険加入率:100% 災害給付金延件数:320件	小学校新1年生に、防犯ブザーとクマよけ鈴を給付することで、子どもたちに「自分の身は自分で守る」ことについての防犯意識を図った。

②日常生活における安全の確保

○生涯の各時期に応じた交通安全教育の実施などを通じて交通安全意識の高揚を図るとともに、歩道、信号機、ガードレール等交通安全施設の整備を推進します。

○高齢者や、子ども、女性など犯罪に弱い立場にある住民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯活動の支援などを通じて犯罪の発生しにくい環境づくりを推進します。

○消費者問題についての意識啓発や消費者教育を推進するとともに、相談体制など消費者保護・支援体制の充実を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	危機管理課		61	防犯活動推進事業	○防犯活動を行う市民団体及び防犯活動に関心のある市民	○防犯施策を推進し、防犯活動に反映させ地域防犯意識を認識してもらおう ○安芸高田警察署及び防犯関係団体との連携を密にし、身近な犯罪件数を減少させる	○青色防犯パトロール車による見守り防犯活動支援 ○防犯ベスト、腕章の貸与及びステッカー、防犯手帳の配布	地域安全推進員研修会:42回 青色防犯パトロール回数:244回 安全安心情報発信:18回	青色防犯パトロール車及び通学路沿線において、見守り活動を実施した。地域安全推進員は83名。内女性推進員は2名である。
総務部	危機管理課		65	交通安全推進事業	○市民	○交通安全に対する意識を高め、日常生活の中でひとりひとりが交通ルールを遵守することにより、交通事故件数の減少に努める。	○交通安全パレード、交通安全教室、交通安全テント村の開催、交通安全広報・パトロール等。	交通安全パレード参加人数:200人 高齢者交通安全教室参加人数:250人 交通安全テント村啓発人数:800人 パトロール回数:24回 広報掲載回数:4回	各年代に応じた交通安全教育・交通安全運動期間における街頭指導・各種研修の参加に努めた。交通安全推進隊隊員は1名増員し、80名中6名の女性隊員が活動している。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	危機管理課		562	消費生活推進事業	○消費生活事業の推進に関心及び消費生活に悩んでいる市民	○消費生活問題に対する情報を提供し意識の高揚を図り、解決方法の助言・悩みの解消を図る。	○消費生活問題に関する専門の相談員を1名配置し相談に応じる。 ○相談員不在時には国・県の消費生活相談センター等へ紹介。 *消費生活相談窓口開設日時 毎週水・金曜日(祝日を除く) 9:30~16:30(12:00~13:00を除く)	消費生活相談件数:85件 相談窓口開催時間数:600時間	平成21年度から消費者問題の解決を行うとともに消費者被害の未然防止や拡大防止を図るため、女性消費生活相談員を1名配置している。 平成23年度は、PIO-NET(パイオネット:全国消費生活情報ネットワーク・システム)が導入され、この情報網を活用することで、相談内容も他のセンターが受け付けた情報をタイムリーに検索できることから、相談者へ即時に的確な対応できるようになった。 契約トラブルのような案件は、市民生活課で対応し、犯罪に係るような内容の場合は、危機管理課での対応など連携を図っていた。 相談内容で所管が違ふよりは統一した担当課で処理した方が、迅速で効率的な対応が可能になるのではと提案し、平成24年度から危機管理課で所管されることになった。

③災害時における安全の確保

○高齢者や障害のある人、子ども、女性など災害に弱い住民の安全を確保するため、的確な災害情報の提供に努めるとともに、避難場所の周知徹底やコミュニティにおける住民連携協力による避難体制の確立などを推進します。

○避難場所が開設された場合、プライバシーの確保などできる限り住民一人ひとりの人権が確保された避難生活の維持に努めるとともに、男女共同参画の視点に立った避難場所の運営管理を行います。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	危機管理課		53	防災体制事業	○市民及び職員	○住民の生命・財産を災害から保護するため、防災計画の検討・修正を行うとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧等の総合的な防災行政の整備・推進を図る。 ○自主防災組織の設立・育成を図り、災害時における地域での体制・活動に備える。	○防災会議の開催し、地域防災計画の修正を行う。 ○平常時の防災対策及び災害の発生時またはそのおそれがある場合の対策・対応に当たる。 ○自主防災組織の設立促進、防災訓練の推進、資機材購入補助申請及び支払い。	防災会議の開催:1回 非常食(乾パン)の備蓄:8,192食 毛布の備蓄:1,890枚 自主防災組織の新規設立6組織	任期(2年)満了及び人事異動等に伴う交代または再任命を行った。4名の女性委員さんに就任をいただき、女性の立場から、防災対策について幅広く意見を聴取を行った。

(4)若者が居住する環境づくりの促進

都市的魅力と田園の安らぎが調和した本市との特性を活かし、近接する都市へのアクセスや生活環境の整備、多様な就労の場の確保を推進し、UJ1タンの促進による若者の定住を図ります。

また、保育や教育など地域における子育て支援の充実を図るとともに、若者のまちづくりへの参加を促進するよう、多様な活動の機会と場を提供します。

①定住基盤の整備

○地域高規格道路東広島高田道路、国道54号可部バイパスや上根バイパス以北、その他の国道・県道の整備の促進、主要市道の計画的な整備を進め、定住や交流の基盤となる体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

○JR芸備線の時間短縮や運行頻度の向上、生活交通サービスとしてのバス交通の維持を推進し、利便性の高い公共交通体系の整備を図ります。

○「安芸あきたかた広域ネットワーク」のより有効な活用を図り、豊かで便利な住民生活の実現を推進します。

○魅力有る定住の場としていくため、良質な市営住宅の提供、生活道路・上下水道の整備など安全で快適な生活環境づくりを進めます。

○農林水産業や商工業の中小企業対策の推進などにより地域産業の振興を図るとともに、6次産業化の促進や農業の企業化、起業の支援などを推進し、安定した就労の確保や新たに就業の場の創出に努めます。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
企画振興部	情報政策課		24	地域情報格差是正事業	○民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域のインターネット利用希望者 ○地上波デジタル放送が受信できないテレビ共同受信施設組合、及び新たな難視地域の市民	○民間通信事業者によるADSLサービス程度の通信速度を確保したサービスの提供 ○テレビ共同受信施設で地上波デジタル放送が受信できるようにする	○民間通信事業者によるADSLサービスが提供できない地域(吉田町小山・竹原地域、甲田町小原地域の一部)について、5GHz帯無線アクセス及び行政イントラ(光ファイバー)を活用した安芸高田市運営によるインターネット接続 ○地上波デジタル放送が受信できるよう、既設のテレビ共同受信施設の改修に係る助成、及び新たな難視地域のテレビ共同受信施設新設に係る助成の実施	廃止	廃止

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
産業振興部	地域営農課		383	地産地消推進事業	○市民、農業者 ○市、JA広島北部、地域振興事業団、給食センター、農業委員会、県の関係機関や担当職員	○地産地消の取組みにより、市内農産物の魅力を再発見していただき、「農産物をもっと購入したい」「農産物をつくりたい」という意欲をもてるような環境整備の推進。	○JA広島北部、地域振興事業団、給食センター等関係機関と連携し、各種事業を展開する。	給食センターへの地場農産物供給率:40.7% あきたかたブランド数:96品	地産地消を推進し、地域産業の振興を図るとともに、農産物の加工等による6次産業の振興により、新たな就業の場づくりを行った。
産業振興部	商工観光課		398	雇用対策事業	○市内高校の生徒、市内企業	○働くことの意義・価値等を理解させ進路意欲を高める啓発活動・人材育成の支援を行うことにより、雇用の安定供給・労働力の市内確保等を図りもって本市経済の健全な発達に寄与する。	○市内高校が開催する職場訪問事業等に対して補助金を支出する。	職場訪問者数:153人 進路選択に関する合宿参加者:175人 企業活動現場訪問者数:18人	市内の企業等の就職内定者を対象に合同研修会を行った。

②定住を支える環境づくりの推進

- 安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長するよう、保育サービスの充実をはじめとする地域における子育て支援の充実を図ります。
- 教育内容の充実や安全で快適な教育環境の整備を推進し、安心して子どもを委ねることのできる学校教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーション環境の整備に努めます。
- 若者にとって愛着の持てる地域としていくため、若者のまちづくりへの積極的な参加を促進するとともに、多様な活動の機会と場の提供を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
企画振興部	まちづくり支援課	再掲	124	地域振興支援事業	○まちづくりや住民自治などの活動を行っている活動団体や市民。	○地域事情に応じた様々な活動を通して、個性と魅力ある地域づくりを推進するための活発な地域振興活動を、安心して継続できるように支援する。	○地域振興助成、コミュニティ助成、地域イベント助成による財政的支援 ○まちづくり支援センターや各地域振興担当課による相談、指導助言などの人的支援 ○活動中の事故を補償するためのまちづくりサポーター保険	活動助成事業実施組織数:31組織 地域イベント開催回数:6回 コミュニティ助成件数:3件	地域自治組織に対し、地域活動や地域福祉活動への女性の参加を促進するとともに、若者の参加を呼び掛けるよう、促した。
建設部	住宅政策課	新規	69	市営住宅等整備事業	○住宅ニーズに対応した市内・市外の方。	○魅力ある市営住宅の整備や定住促進事業、また、地域経済の活性化と市民の生活環境の向上を図るための事業を行うことにより、快適で賑わいのあるまちづくりを進める。	○老朽住宅の除却を行う。 ○市有地・民有地を活用した民間事業者による若者定住団地整備の支援事業を行う。 ○子育て・婚活世帯への定住促進を図るための補助事業を行う。 ○市民が行う住宅のリフォーム工事に対する補助事業を行う。	○民間事業者による民有地での優良住宅団地が1団地整備された。 ○子育て・婚活定住促進団地購入補助金 8件 ○子育て・婚活住宅新築資金等補助金 13件	子育て・婚活世帯等の市内での定住を支える環境づくりの推進を行った
教育委員会事務局	学校教育推進室		156	みつや協育事業	○児童生徒及び教職員	○教職員の指導力向上、各学校ブランド(伝統と特色)の創造による教育の質的向上を図る。 ○地域に根ざした教育活動を展開することにより、児童生徒の地域を愛する心、感謝の心等豊かな心を育成する。 ○地域との連携により開かれた学校づくりを進める。	○特色ある学校づくり推進事業の実施 ○小小連携・小中連携推進 ○みつやコンサートの実施 ○中学校合同文化祭の実施 ○「きりり通学合宿」の実施	事業実施児童生徒一人当たりの予算額:63,375円 事業実施園児児童生徒一人当たりの予算額:2,147円	郷土理解学習、小中等の学校間連携教育、きりり合宿等、安芸高田市を学び舎とした教育を展開し、児童生徒の豊かな心の育成を図った。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	299	保育所運営事業	○日中養育を受けることができない乳幼児及びその家族	○保護者の就労等の支援を行うため希望する保育所へ、希望する時期に入所できるよう努める。	○保育所への入退所の決定及び保育料の賦課徴収。 ○公立保育所との事務の調整。	乳幼児数:541人 定員数:780人	保護者の就労支援のため、乳幼児を保育所に入所させることにより、男女共同参画に努めた。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
福祉保健部	子育て支援課	再掲	306	ファミリーサポートセンター事業	○育児支援が必要と認められる世帯。 ○小学校3年生までの子どもとその保護者(障害のある子どもの場合は中学3年生まで)	○子育て中の保護者の負担軽減。 ○家庭的なサポートによる子どもの健全育成。 ○子どもを預ける保護者(依頼会員)と預る市民(提供会員)の育児支援ネットワークの形成。	子どもを預って欲しい依頼会員と子どもを預るボランティアを希望する提供会員を登録。 依頼会員の希望に応じ、保育所・児童クラブ等開始前や終了後、子どもの預かりを行う。預りは提供会員の家で行い、家庭的な雰囲気の中で子どもを見守り交流をして、子育ての知恵を伝えたり、子どもの成長をともし見守る体制を作る。 また、共働きの増加に合わせた病後児の預かり実施、緊急時の宿泊を伴う預りを実施する。	提供会員登録数:85人 依頼会員登録数:110人 利用回数:575回 利用時間数:632.5時間	育児支援の必要な世帯をボランティアによって支援することで就労しやすい環境の整備を図った。

(5)女性に対する暴力の根絶と相談窓口の充実

女性への人権侵害の重大な問題であり、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき課題である女性に対する暴力の根絶に向け、あらゆる暴力を許さない社会意識の醸成に努めるとともに、女性の相談窓口の充実を図り、相談しやすい環境を整備します。

①女性に対する暴力の発生防止

- 家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶するため、資料の作成や情報の提供、講座・セミナーの開催などを通じた意識啓発を進め、女性に対する人権の尊重を図り、暴力は犯罪であるとの意識の浸透に努めます。
- 関係機関と連携し、配偶者からの暴力やストーカー被害女性の保護と自立に向けた支援を行います。
- 被害対策の充実を図り、被害者への確かな支援を行うため、警察、病院、民間支援団体とのネットワークづくりなどを進め、情報提供など連携を強化します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	危機管理室		60	防犯啓発推進事業	○市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田市に居住、団体活動、勤務を行っている市民	○防犯施策を推進あるいは啓発活動を実施し、犯罪被害を防止するため防犯意識を高揚させる また、相談事や悩み事の解決方法を助言し、悩みを取り除く	○安全・安心に関する講演などの啓発推進及びメール連絡網を活用した安全安心情報の発信	廃止	廃止
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	家庭内での女性に対する暴力の発生を予防・根絶の講座等を開催し意識啓発を図った。広報紙で電話相談窓口の案内等周知に努め、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを行った。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	323	母子自立支援事業	○母子・父子・寡婦及びDV被害者	○対象者世帯の生活の安定を図り、自立を促進することにより、その世帯及び児童の福祉の向上を図る。	○児童扶養手当事業。離婚等、父又は母と生計を別にする世帯に手当を支給する。 ○DV被害母子の身辺保護、生活再建のための施設措置等の相談・保護対応を行う。 ○母子寡婦福祉団体への補助事業及び母子世帯などの生活再建等の相談対応を行う。 ○母子家庭高等技能訓練促進費の支給を行う。	児童扶養手当:217世帯 母子生活支援施設:3世帯 母子寡婦福祉会会員数:139人	ひとり親家庭の福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、生活の自立を促進した。

②セクシャルハラスメント防止対策充実

- セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解と対応を促進し、その防止を図っていくため、資料の配付・セミナーの開催などによる意識啓発に努めます。
- 行政・学校においては、研修等を行い、職員や教職員の意識啓発に努めます。
- 性の商品化を防止するため、社会環境の浄化や健全育成の推進を図るとともに、女性の人権を尊重する学校教育や生涯学習を推進します。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価(H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室	再掲	129	男女共同参画事業	○すべての市民(市・市民・事業所) ※男女共同参画推進条例第5条	○男女平等の意識づくりのために、市民啓発に努める。 また、行政委員会や条例などによって設置された委員会等の委員数の女性参画率50%を目標に掲げ、男女共同参画社会の実現をめざす。	○市民啓発や職員研修などの講座を開催する。 ○啓発資料の作成・配布を行う。 ○審議会を開催し、女性参画率アップに向けた市民コンセンサスづくりを取り組む。	講座等参加者数:1,132人 女性の参画率33.4% リレー講座男性参加率:14.58%	セクシャル・ハラスメントに対する正しい理解とその防止を図るため、講座等を開催し意識啓発を図った。発生を予防・根絶の意識啓発広報、電話相談窓口の案内等周知に努め、ポスターの掲示、パンフレットの配布などを行った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	人権多文化共生推進室		130	青少年育成啓発事業	○市内の青少年育成団体及び、青少年育成に関わるすべての市民を対象とする。	○青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、豊かな個性と能力を培い、心身ともに健やかにたくましく成長する環境づくりを推進する広報啓発を行うとともに、市内青少年育成団体の活動の活性化を図り、青少年健全育成を推進する	○青少年育成団体に対して活動助成金を交付し、市内各地域ごとに(旧6町)で、学校、PTA、民政児童委員協議会、保護司会、地域振興会、スポーツ少年クラブ等へ呼びかけを行い、事業参画していただく。事業推進にあたっては、市職員が事務局を統括し中心的な役割を担う。市内の主な行事は、青少年の意見主張(6回)、あいさつ声かけ運動、一般研修・指導者研修、青少年標語募集、その他にも、啓発用懸垂幕の設置、チラシ・広報誌の配布など。	指導者研修会参加者数:114人 青少年の意見主張参加者数:1,388人 11月のあいさつ運動実施:6回	青少年を心身ともに健やかにたくましく成長させるための社会環境づくりを推進するため、関係機関と連携を図り、あいさつ運動など具体的な実践を行なった。
市民部	人権多文化共生推進室		132	図書類自動販売機等立入調査事業	○市内の図書類取扱店及び図書類自動販売機設置届者	○青少年を取り巻く社会環境の整備を図る	○図書類自販機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年育成に対する理解を求め不適切なものについては指導をする。7月に自動販売機の調査、11月に書店等の調査を行い、必要があれば県職員が同行する特別調査(悪質と思われる箇所のみ)を行う。	図書類自動販売機立入調査件数:23件	性の商品化を防止するため、図書類自販機の立入調査及び書店等の立入調査により青少年の健全育成の推進を図った。図書類自動販売機立入調査については、チラシの事前配布と定期的な巡回により関係者の自主規制意識が浸透してきている。
教育委員会事務局	学校教育推進室	再掲	177	人材育成事業	○幼稚園、小中学校教職員	○教職員の専門性の向上と職能成長を図る。 ○管理職の学校経営力及び校務運営能力を向上させる。	○管理職及び主任等の研修会の実施 ○人事評価実施 ○各種教育研究団体への負担金納付 ○校内研修講師謝金配当 ○教職員研修会参加負担金助成	安芸高田市教育推進各研修会の実施率:100% 学校教育推進アドバイザーを活用した研修会:22回 管理職研修参加者数:38人	○管理職研修を年間を通して実施し、教職員の指導力の向上、職能成長を図った。 ○児童生徒理解、共感的な生徒指導、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の不祥事防止などについて、研修した。
総務部	総務課		437	人材育成事業	○安芸高田市職員	○自治体職員としての基礎能力の向上や必要な専門的知識の習得を図り、業務遂行能力の向上を図る。 ○職員としての使命感やモラル意識、責任感の醸成を図る。	○職位に応じた能力開発を行うための階層別研修のほか、基礎能力の向上や専門的知識の習得に必要な研修を全体研修の手法により実施する。 ○研修機関等に職員を派遣し、短期集中的に専門的知識・能力が習得できるよう派遣研修を実施する。	階層別等研修参加者数:1,202人 広島県自治総合研修センター参加者数:111人 派遣研修参加者数:12人 研修所研修(特別研修)参加者数:48人	意識改革、能力開発を図っていくことを推進するとともに、総合的な行政能力の向上を図ることを目的として、女性職員ステップアップセミナーへ職員2名、女性リーダーのためのマネジメント研修に職員1名を派遣した。また、女性職員を対象にワークライフバランスの考え方を学び、今後のキャリアデザインを考えることを目的に研修を実施した。(受講者32名)

③相談体制の充実

- 女性が直面する問題に対し、プライバシーに配慮しながら的確かつ敏速な対応や支援を行うことができるよう、生活に関する相談や母子・女性・家庭相談など相談体制の充実を図ります。
- 複雑・多様化する相談内容に的確に対応していくため、各種研修会への参加等を進め、相談員の資質向上を図ります。

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
総務部	危機管理室	廃止	60	防犯啓発推進事業	○市民が安全で安心して暮らせるよう、安芸高田市に居住、団体活動、勤務を行っている市民	○防犯施策を推進あるいは啓発活動を実施し、犯罪被害を防止するため防犯意識を高揚させる また、相談事や悩み事の解決方法を助言し、悩みを取り除く	○安全・安心に関する講演などの啓発推進及びメール連絡網を活用した安全安心情報の発信	廃止	廃止
市民部	吉田人権会館	再掲	238	総合相談事業(吉田)	○悩みを持つ市民。	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上研修を行い、相談の適正指導を行うことで、早期解決を目指す。	○悩みを持つ市民に、専門的相談員複数により定期総合相談を開催し、専門性を発揮して助言や、悩みを取り除く。	巡回相談受付件数:439件 総合相談会受付件数:36件 相談員研修への参加者数:75人	多岐にわたる相談内容に対応するため、相談会の相談体制は、生活相談・人権相談・行政相談の専門的相談員4人で構成している。 相談員を対象とした研修会を2回開催し、資質の向上を図った。

安芸高田市男女共同参画プラン施策実施状況(平成24年度事業分)

部	課	再掲	事務事業番号	事務事業名	対象	目的	内容	実績報告	男女共同参画施策視点での本年度評価 (H25年度分事業評価)※「赤字」概要版に掲載
市民部	八千代人権福祉センター	再掲	239	総合相談事業(八千代)	○悩みを持つ市民・相談を受ける担当者	○相談しやすい各種相談会の実施と、相談担当者の資質向上を行ない、相談内容に対して適正な指導を行なうことで、悩み事の早期解決を目指す。	○来館が難しい市民に対して出向いての対応や、来館相談者に対して職員が対応する。	巡回相談:80件 一般相談:165件	2名の人権擁護委員は女性であるため、人権擁護員と連携を取る事で女性の相談しやすい体制づくりに努めている。
市民部	たかみや人権会館	再掲	240	総合相談事業(高宮)	○各種問題の悩みを持つ市民	○悩みを聞いて、その解決方法の助言や悩みを取り除く	○地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う。 ○職員・相談員の資質向上のための各種研修[相談員連絡会]	巡回相談世帯数:48戸 一般相談件数:234件 相談員研修回数:14回	相談しやすい配慮(女性職員の配置)と対応を行う。各種研修会に積極的に出席、資質向上を図った。女性としての立場で、対応・受け答えもソフトな対応が出来た。
市民部	甲田人権会館	再掲	241	総合相談事業(甲田)	○悩みを持つ市民及び担当者。	○開設相談や訪宅相談を行い、悩みごとを聞きながら解決方法の助言や指導を行うことで早期解決を目指す。 ○各種研修会に参加し担当者の資質向上を目指す。	○生活上の問題に悩みを持つ市民の来館相談、訪宅相談を行い解決方法の助言や悩みを取り除く。 ○相談しやすい館運営と職員・相談員の資質向上のため各種研修やケース会議を行う。 ○相談内容に応じて専門機関、関係機関と連携、協議を行う。	地域巡回相談件数:26件 一般相談件数:1,577件 相談員研修回数:19回	相談員は女性なので、女性の相談しやすい環境になっている。
福祉保健部	子育て支援課	再掲	323	母子自立支援事業	○母子・父子・寡婦及びDV被害者	○対象者世帯の生活の安定を図り、自立を促進することにより、その世帯及び児童の福祉の向上を図る。	○児童扶養手当事業。離婚等、父又は母と生計を別にする世帯に手当を支給する。 ○DV被害母子の身辺保護、生活再建のための施設措置等の相談・保護対応を行う。 ○母子寡婦福祉団体への補助事業及び母子世帯などの生活再建等の相談対応を行う。 ○母子家庭高等技能訓練促進費の支給を行う。	児童扶養手当:217世帯 母子生活支援施設:3世帯 母子寡婦福祉会会員数:139人	ひとり親家庭の福祉向上を図るため、相談対応や助言指導を行った。また、児童扶養手当事業により、生活の自立を促進した。